

閱 覧 用

第3期八戸市次世代育成支援行動計画 前期計画（案）

八 戸 市

目 次

第1章 第3期八戸市次世代育成支援行動計画について	
1 計画の趣旨・位置付け	1
2 計画の期間	
3 市その他計画との関係	
第2章 八戸市の現状及び子育てを取り巻く環境	
1 人口等の推移及びこどもと家庭を取り巻く動向	2
2 子育て家庭の状況	7
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念・基本目標	12
2 施策の体系	15
第4章 具体的施策	
基本目標1 こどもと親の確かな健康づくり	16
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	17
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり	18
基本目標4 支援が必要なこども・家庭等へのきめ細かな取組の推進	23
基本目標5 地域全体でこどもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり	29
基本目標6 こども施策の共通の基盤となる取組の推進	31
第5章 子ども・子育て支援事業計画	
1 教育・保育提供区域の設定	32
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策	34
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	38
4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	45
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	45
第6章 計画の推進体制	46
付属資料	47

◇「こども」・「子ども」・「子供」の表記について

本計画では、こども家庭庁の推奨に基づき、広く一般的な表現については、ひらがなの「こども」を使用しています。一方、法律や条例、国の計画、事業名、組織名など、すでに固有名詞として「子ども」・「子供」と使用されているものについては、そのとおり表記しています。

第1章 第3期八戸市次世代育成支援行動計画について

1 計画の趣旨・位置付け

当市では、全ての子育て家庭、そしてこれから親になる人たちを視野に入れ、こども一人一人が健やかに育つことができる環境づくりを進めるために、平成17年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

平成27年度には、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の充実を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことに伴い、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の整備を図ることを目的とする「子ども・子育て支援事業計画」の内容を盛り込んだ「第2期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、また、令和元年度には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村におけるこどもの貧困対策の計画策定が明文化されたことに伴い、こどもの貧困の解消に資するものを体系化し、経済的支援が必要なこどもやその家庭に対する取組として、こどもの貧困対策を盛り込んだ「第2期八戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、幅広いこども・子育て支援施策を実施してきたところです。

本計画では、これまで取組を進めてきた第2期計画後期計画を継承しつつ、国が令和5年12月に策定した「こども大綱」の内容を一部組み込んだ内容とし、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援、地域における子育て支援のほか、母子保健を含む成育医療等に関する内容の拡充、こどもの豊かな学びと体験の場の充実、こどもの意見を施策に反映させるための取組など、こども・子育て支援施策の更なる充実を図ります。

2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5か年を前期計画期間とし、令和12年度から令和16年度までの5か年を後期計画期間とします。

3 市の他計画との関係

計画の策定に当たっては、こども・子育て支援施策に関連する当市の各分野の計画と整合を図り、計画の推進においては、各計画との連携を考慮しながら、状況の変化に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

上位計画

八戸市総合計画

関連計画

八戸市次世代育成
支援行動計画

- ・八戸市地域福祉計画
- ・八戸市健康増進計画
- ・八戸市障がい者福祉計画
- ・八戸市教育振興基本計画
- ・八戸市男女共同参画基本計画
- ・いのち支える八戸市自殺対策計画
- ・八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画

第2章 八戸市の現状及び子育てを取り巻く環境

1 人口等の推移及び子どもと家庭を取り巻く動向

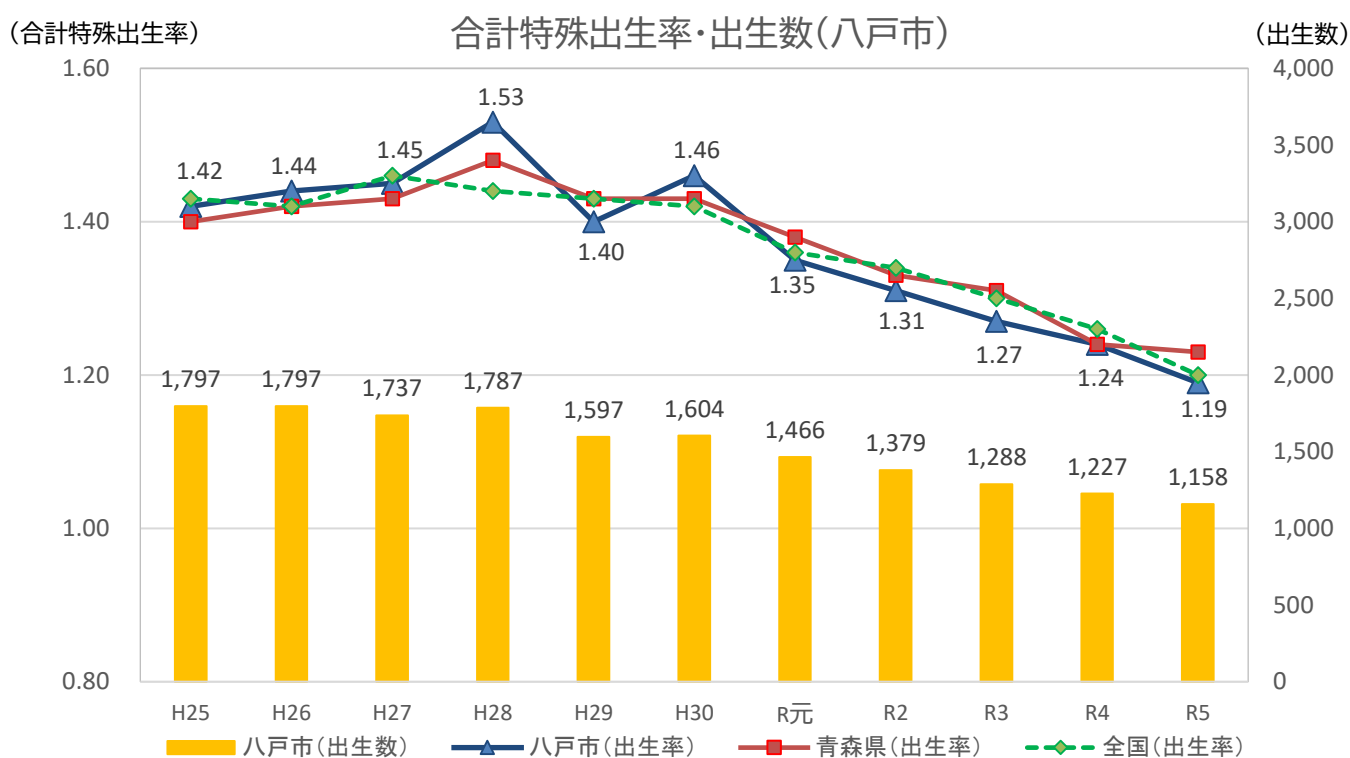
◆合計特殊出生率・出生数

当市の合計特殊出生率（※）は、平成25年以降は回復傾向にあり、平成28年には1.53まで上昇し、全国平均や青森県の合計特殊出生率より高い水準にありましたが、令和元年以降は減少傾向にあり、令和5年には1.19となっており、人口維持に必要とされる水準の2.07を下回る状態が続いています。

また、出生数は平成19年以降2,000人を下回り、令和5年には1,158人となっています。

（※）合計特殊出生率

⇒ 1人の女性が生涯に産むこどもの推定人数。15～49歳の女性が1年間に産んだこどもの数と年齢別の女性人口を基に推定。



資料：厚生労働省、青森県、八戸市

◆人口

当市の人口は、平成7年をピークに減少が続いています。

平成25年に239,040人と24万人を割り込み、令和5年には218,732人となり、この10年間で20,308人の減少となっています。

◇当市の人口減少の要因

○自然動態（出生数と死亡数の差）…死亡数が出生数を上回っています。

○社会動態（転入数と転出数の差）…転出超過となっています。

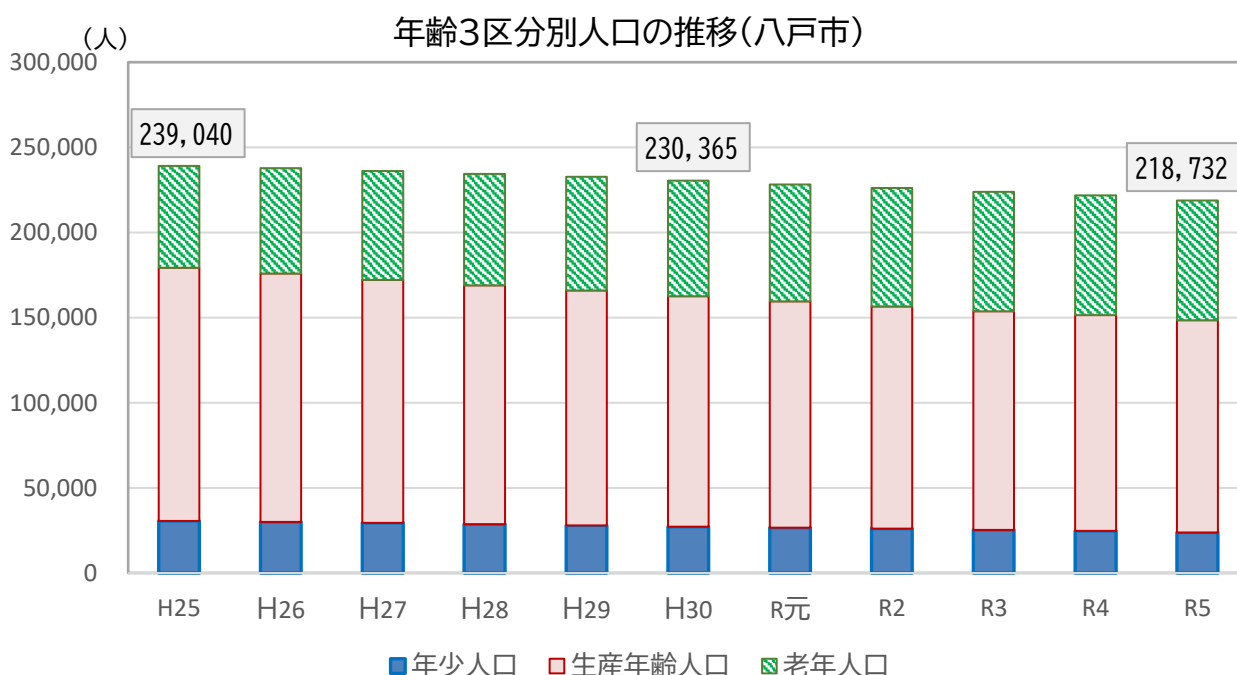
(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自然動態 (出生数－死亡数)	△1,417	△1,396	△1,703	△1,948	△2,197
社会動態 (転入数－転出数)	△813	△571	△708	△533	△850

資料：八戸市

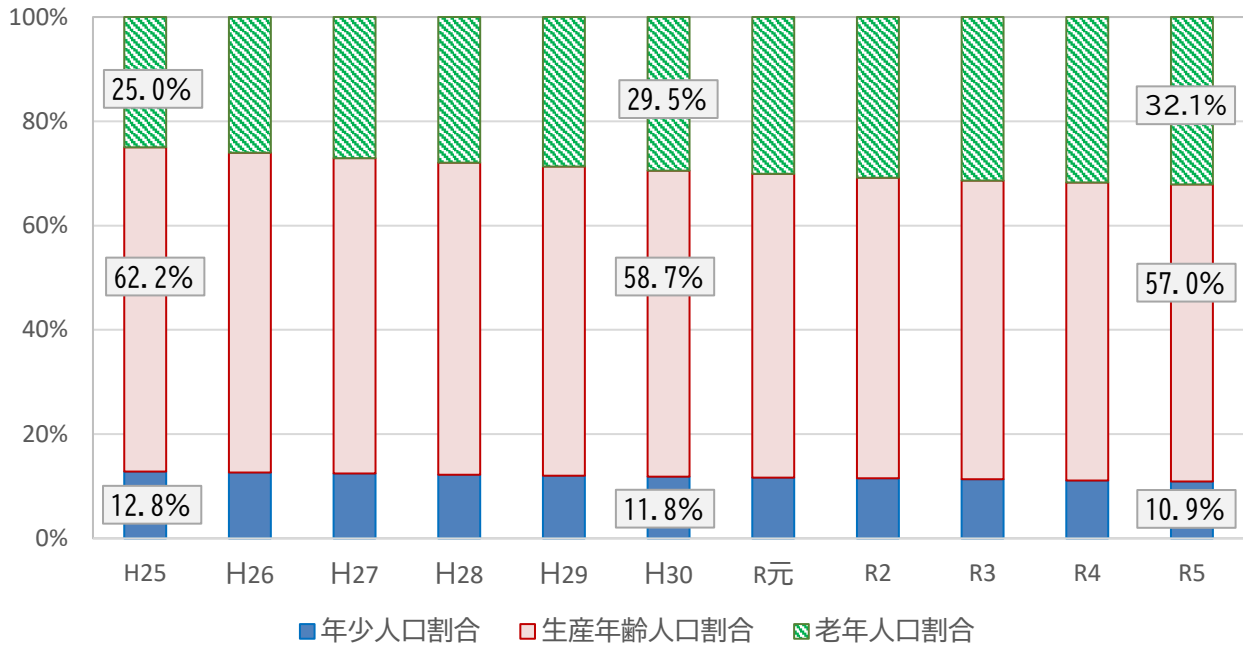
年齢3区分(※)別の人口の推移及び構成をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少を続ける一方、老年人口の割合は年々増加し、令和5年には32.1%に達しており、少子化と高齢化が同時に進行しています。

- (※) 年齢3区分 ①年少人口 : 15歳未満人口
 ②生産年齢人口 : 15歳以上65歳未満人口
 ③老年人口 : 65歳以上人口



資料：八戸市

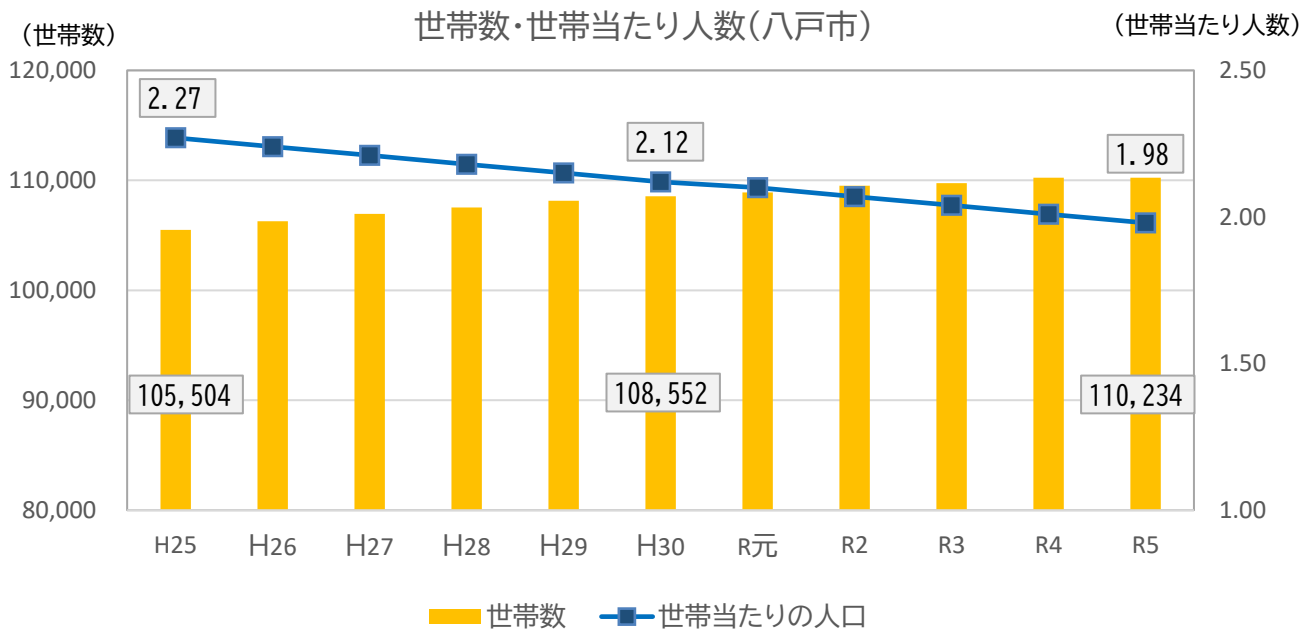
年齢3区分別人口の構成(八戸市)



資料:八戸市

◆世帯数・世帯当たり人数

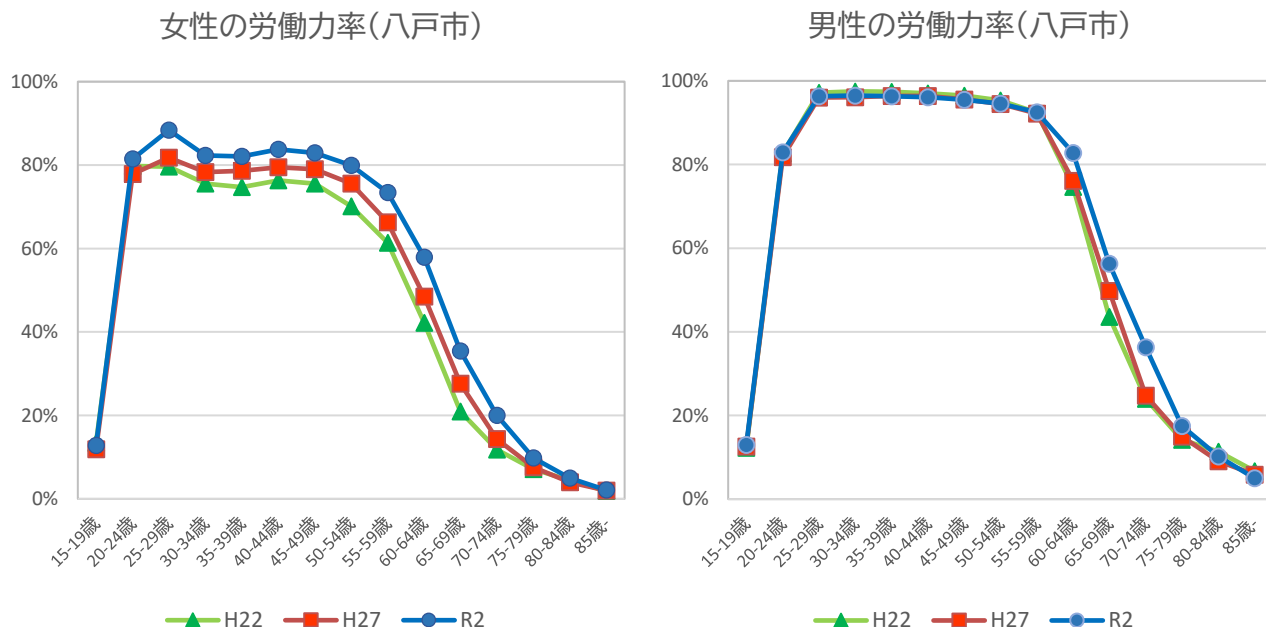
当市の世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人数は年々減少傾向にあり、令和5年には1.98人まで減少し、単身世帯の割合が増加傾向にあります。



資料:八戸市

◆女性の労働力率

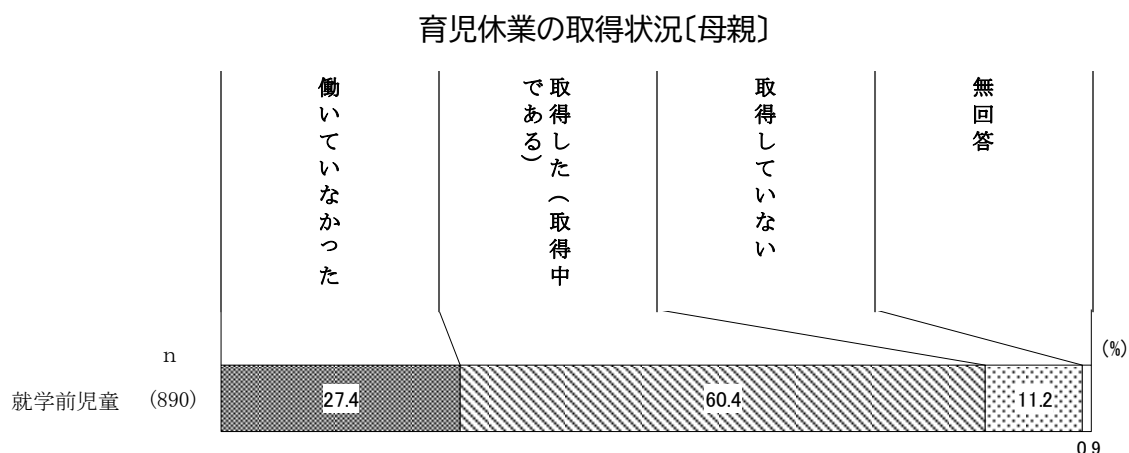
女性の労働力率は、30歳～34歳に一旦低下をしていますが、令和2年では、20歳から49歳までの労働力率は80%以上となり、労働力率が上昇しており、M字の底が上がり、台形に近づいています。



資料:国勢調査

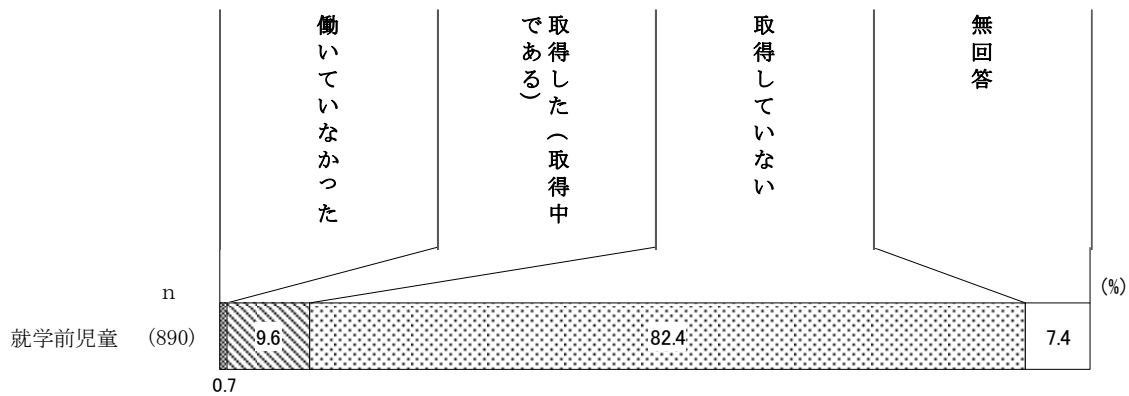
◆育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況をみると、母親の取得率は60.4%であり、前回調査時（平成30年度）の43.0%から増加傾向にあります。また、父親の取得率は9.6%であり、前回調査時の3.3%から増加傾向にありますが、母親が父親を大きく上回っています。育児休業を利用しない主な理由については、父親と母親で違いがみられます。

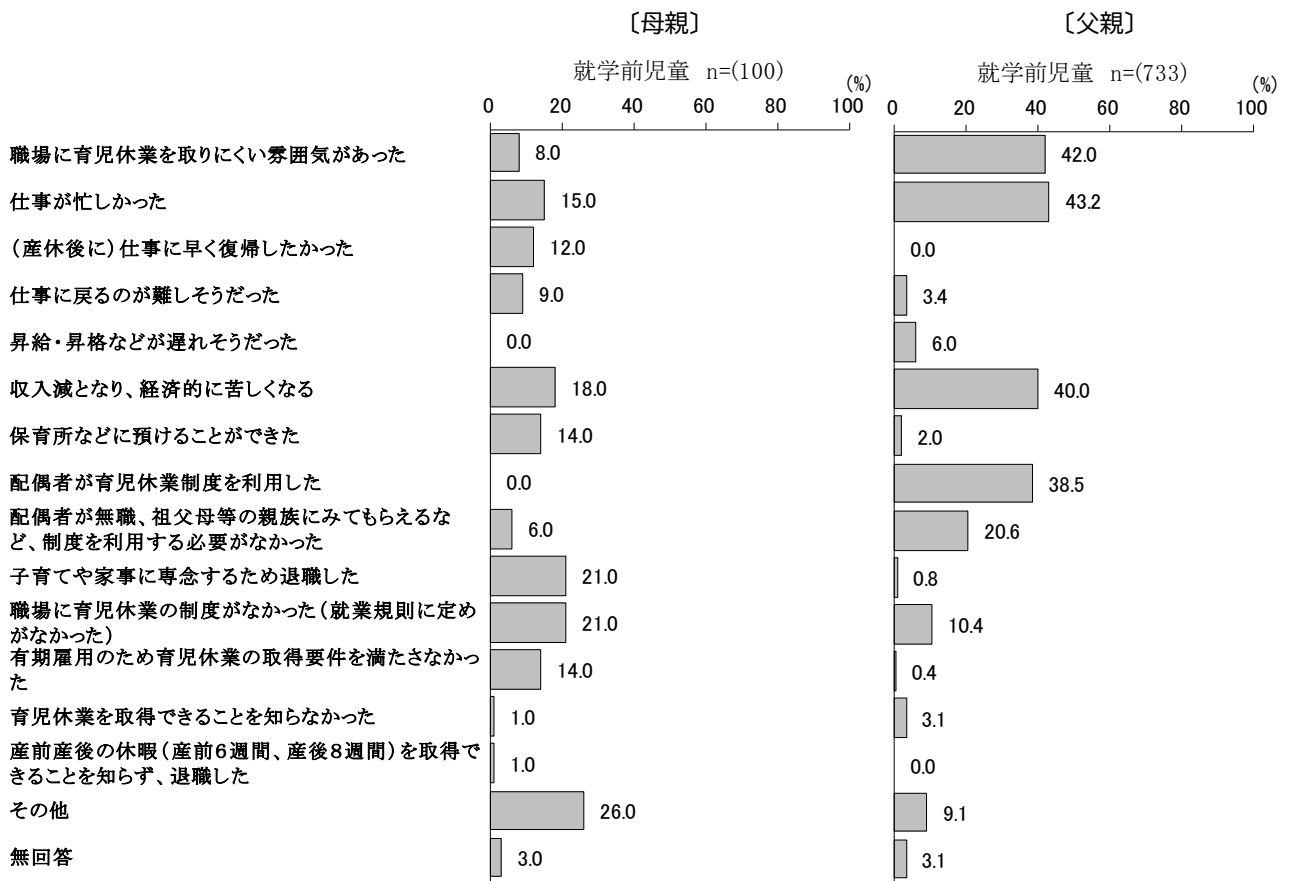


※グラフ中のnはサンプル数

育児休業の取得状況〔父親〕



育児休業を取得しなかった理由



資料：八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（令和5年度）

2 子育て家庭の状況（八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査）

（1）ニーズ調査の概要

①ニーズ調査の目的

今後5年間の計画を策定するに当たり、乳幼児及び小学生の保育や教育、子育て支援などに関するニーズの把握・分析を行い、当市の現状と今後の課題を整理することを目的として、アンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

②ニーズ調査の実施方法・回答状況

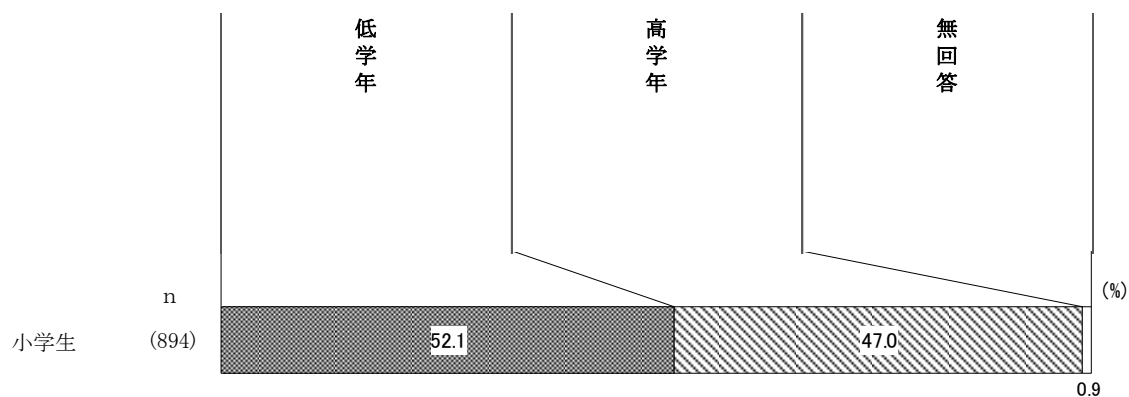
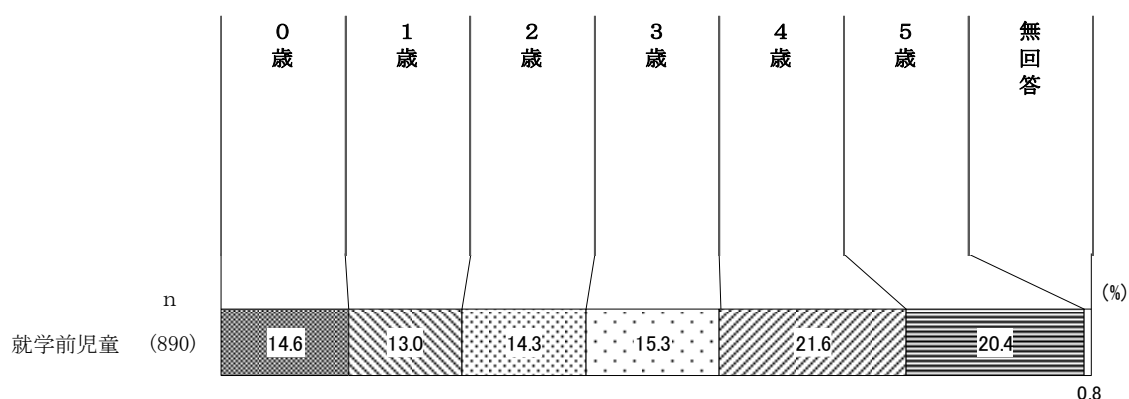
実施時期：令和5年12月5日～12月20日

調査対象：就学前児童の保護者…2,000人

小学生の保護者…1,800人

調査方法：住民基本台帳の中から一定条件のもとで無作為に抽出した児童の保護者に対し、郵送により調査票を配付・回収

③ニーズ調査の回答状況（学齢・学年別）

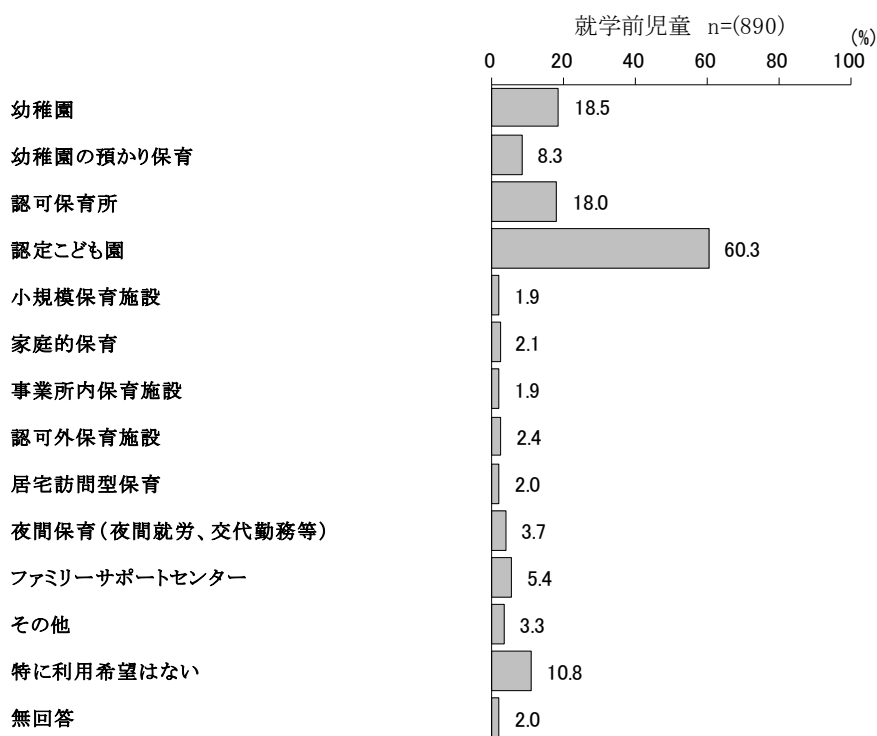


(2) ニーズ調査の分析と課題

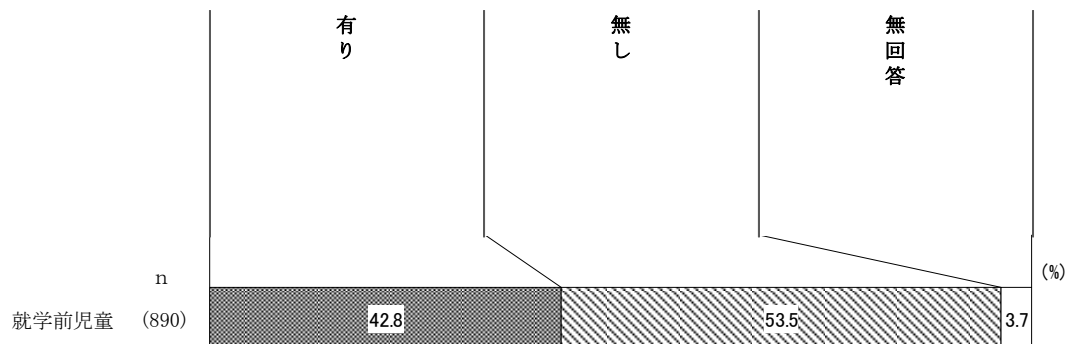
課題① ニーズに対応した幼児期の教育・保育事業等のあり方

現在、平日定期的にご利用している教育・保育事業と今後の利用希望をみると、幼稚園、保育所、認定こども園など、主に施設型の教育・保育の利用を希望する人が多くなっています。また、一時保育事業の利用は 8.4%と少数であるものの、今後の利用希望の有無では、「有り」が 42.8%あり、定期的な預かりとともに一時預かりのニーズへの対応が必要となります。

希望する定期的な教育・保育事業



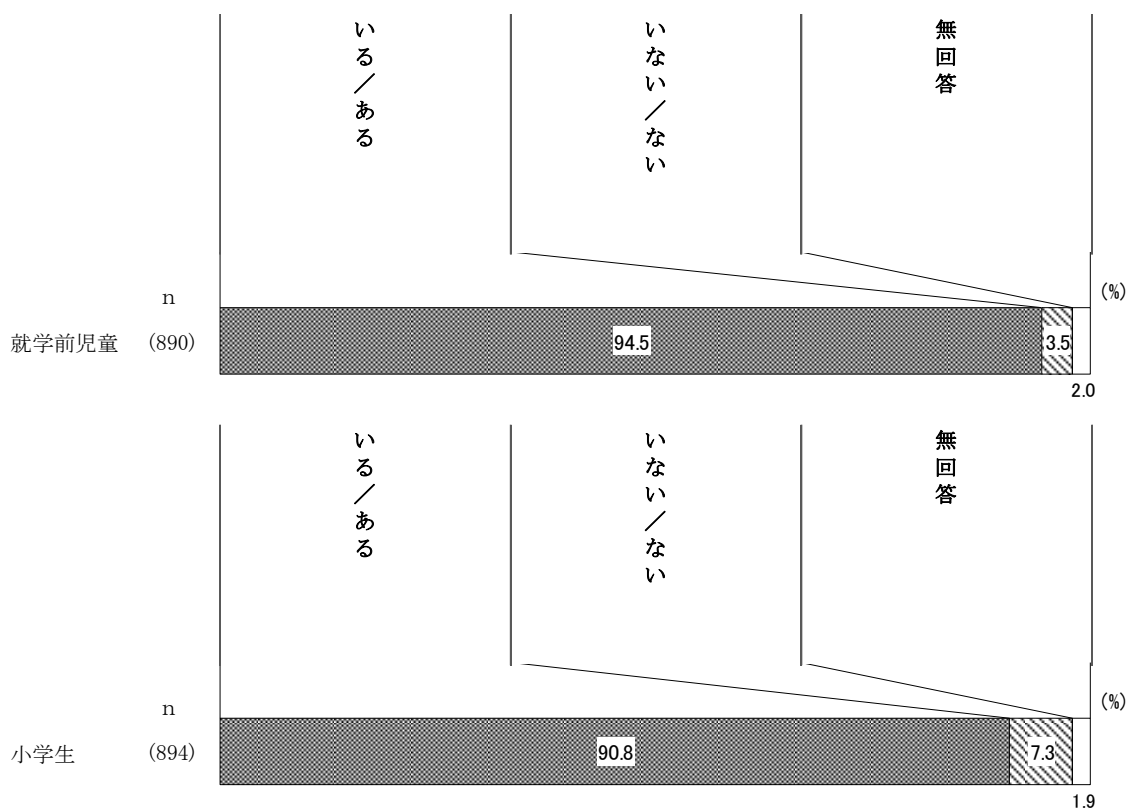
不定期の一時保育事業等の利用希望の有無



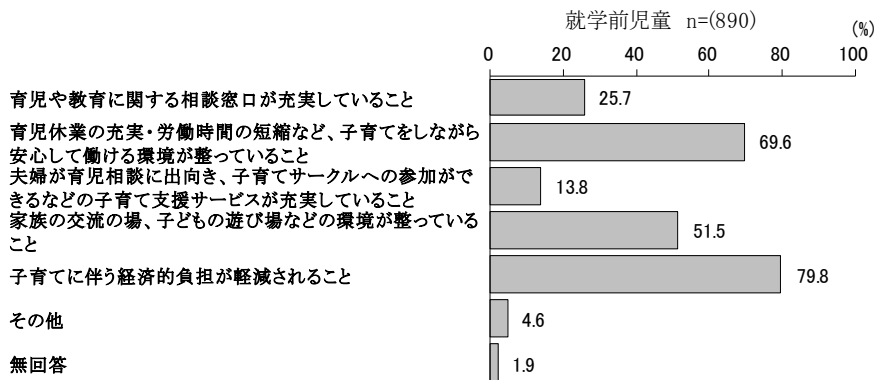
課題② 子育てに関する相談体制のあり方

子育てする上で気軽に相談できる相手がいらない保護者は、就学前児童で 3.5%、小学生で 7.3%となっています。子育ての悩みを解消する対策として、「育児や教育に関する相談窓口が充実していること」、「夫婦が育児相談に出向き、子育てサークルへの参加ができるなどの子育て支援サービスが充実していること」と回答した人のうち、0歳児の保護者が占める割合は、それぞれ 33.1%、27.7%と他の年齢と比較すると高くなっており、特に初めてこどもを授かる親に対する、妊娠・出産から子育てまでのきめ細やかな相談体制を構築することが必要となります。加えて、子育てに関する情報の入手手段は、就学前児童、小学生とも「インターネット」の割合が前回調査から増加しており、ニーズが高まっていることから、情報発信手段としての活用と一層の周知が必要となります。

気軽に相談できる人・場所の有無



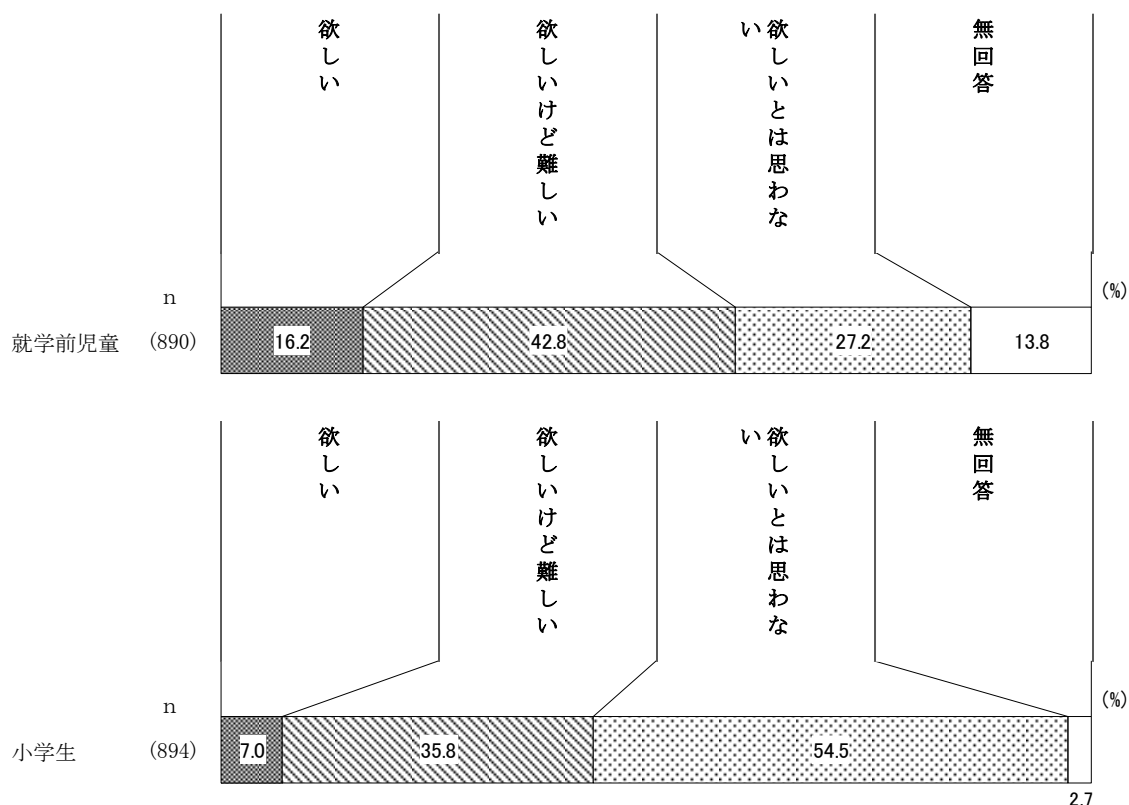
子育ての悩みを解消するために必要だと思うこと



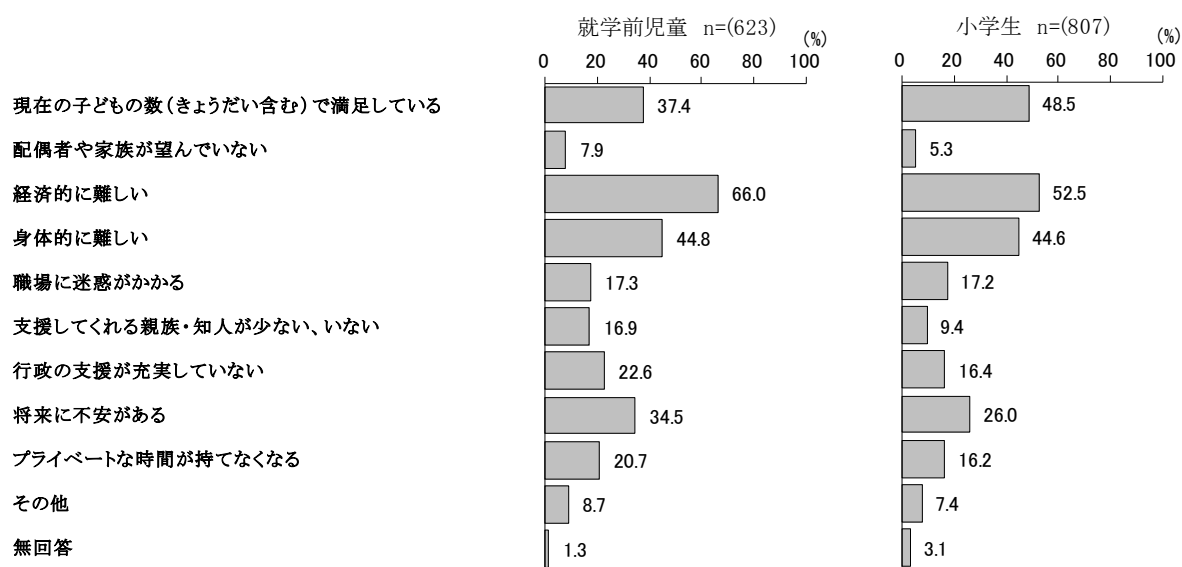
課題③ 子育て家庭に対する経済的支援や育児負担軽減のあり方

今後欲しいこどもの人数に対して、就学前児童では「欲しいけど難しい」(42.8%)、「欲しいと思わない」(27.2%)という消極的な回答が多くを占めております。その理由としては、「経済的に難しい」(66.0%)、「身体的に難しい」(44.8%)、「現在のこどもの数で満足している」(37.4%)の順になっており、小学生でも同様の結果となっています。

また、育児休業を取得しなかった理由は、母親・父親とも「収入減となり、経済的に苦しくなる」が3位、育児休業から希望より早く復職した理由は、「経済的な理由で早く復職する必要があった」が、就学前児童、小学生とも最も多い理由となっていることから、従来から実施している各種経済的支援や育児の負担軽減策の更なる推進が必要となります。



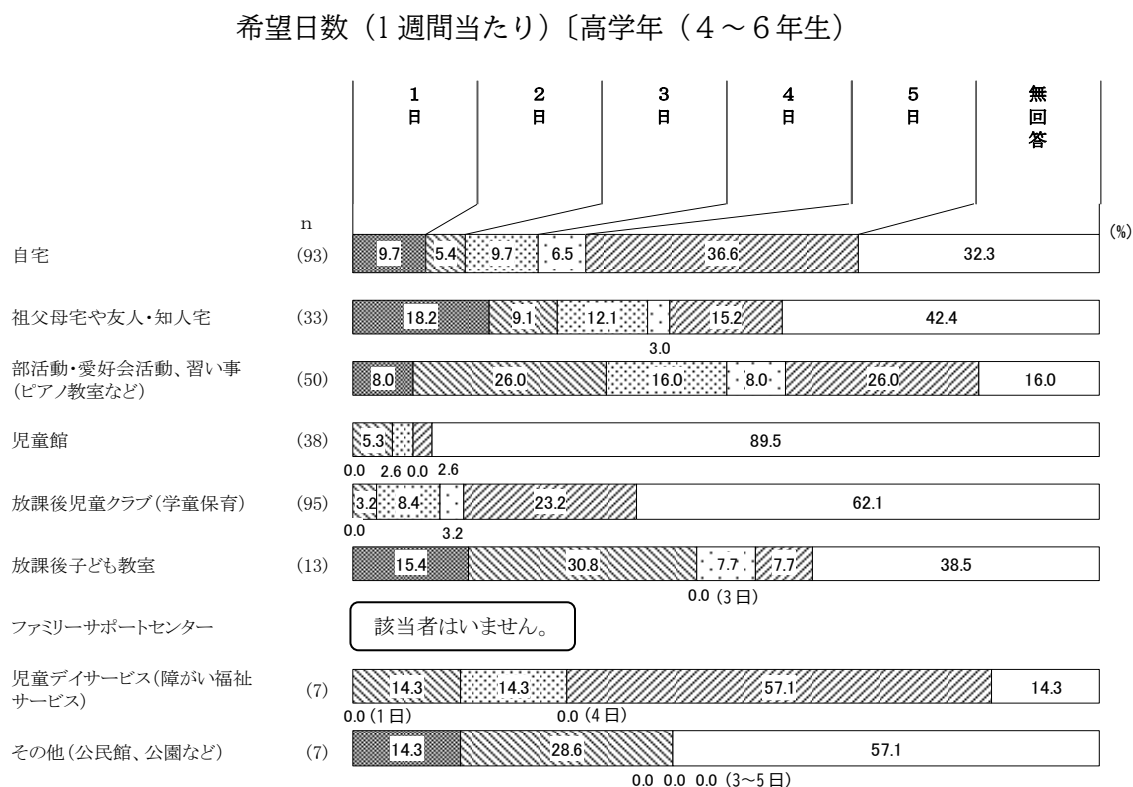
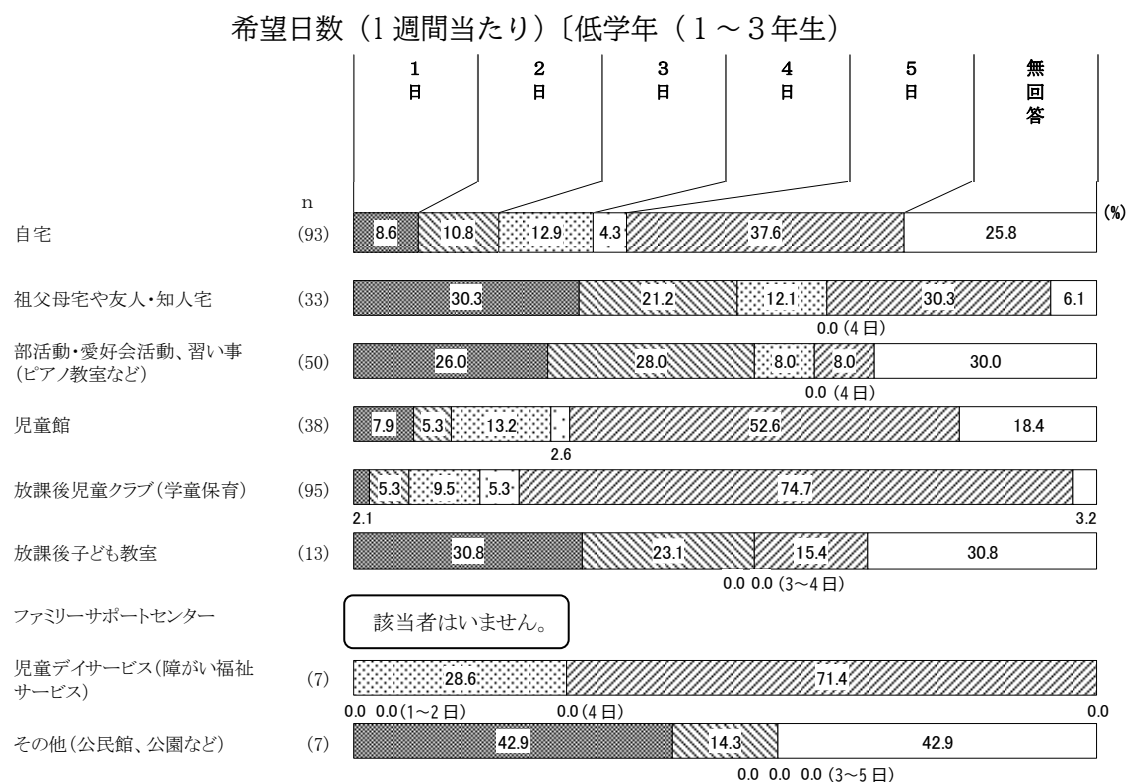
欲しいけど難しい・欲しいと思わない理由



課題④ 放課後児童に対する事業のあり方

小学生の平日の放課後の過ごし方の現状と希望をみると、ともに上位は、「自宅」、「部活動、習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（現状 20.8%・希望 9.4%）であり、週 5 日の利用と希望が多く、利用時間は 18～19 時台の希望が多くなっています。

5 歳以上の就学前児童の家庭の希望をみると、小学生に比べ、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望が多くなっており、その結果を考慮した見込みの検討が必要となります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念・基本目標

(1) 計画の基本理念

本計画では、「第2期八戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承し、当市における課題を解決するため、近年のこども・子育てをめぐる社会状況などを踏まえながら、「こどもたちが地域の中で大切に育まれ 豊かで幸せな自分の未来を拓いていけるまち」を基本理念として、市民、関係団体、行政の連携・協働のもと、計画の着実な推進と総合的な施策の展開を図ります。

安心してこどもを生み育てることができ、こども一人一人が健やかに成長し、将来に希望をもって、幸せな状態で生活することができ、さらに子育て家庭のみならず、地域の人々がともに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

(2) 計画の基本目標

基本目標1 こどもと親の確かな健康づくり

具体的施策 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援

妊娠期から出産、子育て期にわたり、安心してこどもを産み育てられるよう、母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査や訪問指導等の充実を図ります。

進行管理指標	・ 妊産婦健康診査受診率
	・ 乳幼児健康診査受診率
	・ 産後うつ傾向の母親の割合

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、保育人材の確保や環境整備、データの利活用による保育DXを推進します。

具体的施策(2) 幼児教育の充実

幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、こどもが円滑に小学校へ入学できるよう、施設及び保護者への支援を行うとともに、教育・保育施設及び小学校の連携を図ります。

進行管理指標	・ 待機児童数
--------	---------

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

具体的施策(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上

こどもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、教育環境の整備を図るとともに、データの利活用による教育DXを推進します。また、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。

具体的施策(2) 放課後児童の居場所づくり

こどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等のこどもの居場所づくりを推進します。

具体的施策(3) 生きる力を育てる機会の充実

こどもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、多様な学びや体験、活躍できる機会の充実を図ります。

進行管理指標 ・放課後児童クラブ待機児童数

基本目標4 支援が必要なこども・家庭等へのきめ細かな取組の推進

具体的施策(1) 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援の充実

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携を図り体制を整備し、こどもの保護・支援・虐待再発防止策等の充実を図ります。

具体的施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等のそれぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

具体的施策(3) 障がい児及び医療的ケア児への支援の充実

障がい児や医療的ケア児、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、事業所や関係機関、行政が連携を図りながら、こどもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

具体的施策(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもが適切な養育・教育・医療を受けられるとともに、多様な体験の機会を得られること、また、こどもの権利利益の侵害及び社会から孤立することがないようにするため、関係部署・機関等が連携して、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

具体的施策(5) こどもの自殺対策及びいじめ防止対策の推進

こどもの自殺対策やいじめ防止対策は、社会全体で取り組むべき問題であり、関係機関や行政が連携・協働を図りながら、包括的な支援体制の構築を図ります。

進行管理指標

- ・ 児童扶養手当受給資格者における受給率
- ・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合
- ・ 乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合
- ・ 児童虐待相談件数

基本目標5 地域全体でこどもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり

具体的施策(1) 安全・安心なまちづくり

こどもが交通事故や犯罪、性暴力等の被害に遭わないよう、また、こども自身が自分の身を守ることができるよう、関係団体等との連携の下、広報活動や情報発信の強化、日本版DBSの導入等に取り組むとともに、地域全体でこどもを見守る環境や体制づくりを推進します。

具体的施策(2) 地域における子育て支援の充実

こどもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長できるよう、また、子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て支援及び経済的支援の充実を図ります。

進行管理指標

- ・ この地域で子育てをしたいと思う親の割合

基本目標6 こども施策の共通の基盤となる取組の推進

具体的施策 こども施策の情報発信とこども・子育て当事者の意見反映

こども・子育て当事者に必要な情報を分かりやすく届けられるよう、情報発信の強化を図るとともに、こども・子育て当事者が不便を感じることなく気兼ねなく行動できる社会づくりのため、社会全体がこども・子育てを応援するといった意識改革・気運醸成を促進します。また、こどもは社会を共に創るパートナーという認識の下、こどもが自分の意見を表明することができ、その意見を市のこども・子育て支援施策に反映するための仕組みづくりを推進します。

進行管理指標

- ・ 子育てアプリはちも、はちすく通信 LINE の登録者数

2 施策の体系

ライフ ステージ	基本目標	具体的施策
妊娠期 ↓ 乳幼児期 ↓ 学童期 ↓ 青少年期	1 こどもと親の確かな健康づくり	妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援
	2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	(1)多様な保育サービスの提供 (2)幼児教育の充実
	3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり	(1)学校・家庭・地域の教育力の向上 (2)放課後児童の居場所づくり (3)生きる力を育てる機会の充実
↓ 共通	4 支援が必要なこども・家庭等へのきめ細かな取組の推進	(1)児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)障がい児及び医療的ケア児への支援の充実 (4)こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 (5)こどもの自殺対策及びいじめ防止対策の推進
	5 地域全体でこどもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり	(1)安全・安心なまちづくり (2)地域における子育て支援の充実
	6 こども施策の共通の基盤となる取組の推進	こども施策の情報発信とこども・子育て当事者の意見反映

第4章 具体的施策

基本目標1 こどもと親の確かな健康づくり

具体的施策 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援

妊娠期から出産、子育て期にわたり、安心してこどもを産み育てられるよう、母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査や訪問指導等の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
1	こども家庭センター事業	○児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)として、こどもとその家族及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行い、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図る。 ○母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行う。	こども家庭相談室 すくすく親子健康課
2	妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたる妊産婦及び乳幼児とその保護者の健康の保持増進に関する支援を行う。 ①産前産後サポート事業(妊娠8か月頃の妊婦への電話・面談支援、妊産婦交流会) ②産後ケア事業 ③伴走型の相談支援を充実させるとともに「はちまむ応援金(妊婦のための支援給付金)」を支給。	すくすく親子健康課
3	健康教育	下記事業を実施し、母子保健に関する知識の普及啓発を図る。 ①両親学級 ②すくすく離乳食教室 ③子育て出前講座	すくすく親子健康課
4	健康相談	下記事業を実施し、妊産婦から乳幼児の個別の母子保健相談に対応し、適切な助言を行うとともに子育て等に関する不安の軽減を図る。 ①妊娠届出受理・母子健康手帳交付及びマタニティ健康相談 ②赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談 ③2～3歳児発達相談 ④3～5歳児発達相談 ⑤療育相談 ⑥各地区健康相談	すくすく親子健康課
5	健康診査	妊婦から乳幼児の下記健康診査を実施し、疾病等の早期発見や早期治療に努めるとともに育児等に関する適切な助言を行う。 ①妊婦委託健康診査 ②妊婦歯科健康診査 ③産婦健康診査 ④新生児聴覚検査 ⑤乳児一般健康診査及び精密検診	すくすく親子健康課

		⑥乳児股関節脱臼検診 ⑦1歳6か月児健康診査及び精密検診 ⑧3歳児健康診査及び精密検診 ⑨1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査	
6	家庭訪問	下記訪問事業を実施し、妊産婦から乳幼児の健康管理を推進するとともに子育てに関する不安の解消を図る。 ①妊産婦・新生児（乳幼児）訪問指導 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③養育支援訪問事業	すくすく親子健康課
7	八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	ハイリスク妊産婦が周産期母子医療センター等（青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、岩手医科大学附属病院ほか県外の医療機関）へ通院・分娩、NICU等入院児の面会等をするために要する交通費及び宿泊費の助成を行い、妊産婦の経済的負担軽減を図る。	すくすく親子健康課
8	乳幼児予防接種事業	予防接種法に基づき予防接種を実施し、乳幼児疾患の予防及び健全育成を図る。	保健予防課
9	休日・夜間の救急医療体制の確保	休日・夜間における急病患者のため、休日夜間急病診療所に小児科医を確保する。	保健総務課
10	ブックスタート事業	乳児を対象として、絵本を介して親子が心ふれあうひとときをもつ機会を提供する。（八戸市教育振興基本計画に基づく事業）	図書館

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、保育人材の確保や環境整備、データの利活用による保育DXを推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
11	時間外（延長）保育事業	保育施設等で通常利用時間を延長して保育を行う。	こども未来課
12	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合、短期間こどもを保護する。	子育て支援課
13	一時預かり事業	幼稚園等で通常就園時間を超えて在園児を預かる（幼稚園型）ほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育施設等でこどもを預かる（一般型）。	こども未来課
14	病児・病後児の保育体制に関する支援事業	病気の回復期に至っていないが、症状が安定しているこども（病児）、及び病気の回復期にあるが、集団保育が困難なこども（病後児）の保育サービスを行い、利用申し込みやキャンセルに便利なインターネット予約サービスシステムを施設に導入し、運営経費支援する。 ①病児・病後児保育支援事業 ②病児保育ネット予約サービス事業	こども未来課

15	休日保育の実施	休日に保育が必要なこどもを保育する。	こども未来課
16	認可外保育施設助成事業	認可外保育施設に対し、こどもの健診費、保育材料費を助成する。	こども未来課
17	第3子以降の保育料軽減	教育・保育施設を利用する0歳から2歳児クラスの第3子以降のこどもの保育料を軽減する。	こども未来課
18	保育施設等整備事業	児童の安全な保育環境の確保、良質かつ効果的な教育及び保育の実施のため、市の整備計画の方針に基づき就学前教育・保育施設の整備等に要する費用に対し、補助金を交付する。	こども未来課
19	保育士資格等取得支援事業	保育士資格等の取得に要した費用の一部助成を行う。	こども未来課
20	八戸市未来の保育士応援奨学金制度	保育士養成施設に在学しており、将来市内の保育所等で保育士として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与する。	こども未来課
21	こども誰でも通園制度試行的事業	親の就労の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を柔軟に利用できる。 (令和8年度から本格実施予定)。	こども未来課

具体的施策(2) 幼児教育の充実

幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、こどもが円滑に小学校へ入学できるよう、施設及び保護者への支援を行うとともに、教育・保育施設及び小学校の連携を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
22	幼稚園補助事業	幼児教育振興のため、幼稚園等に対し教育備品購入費を補助する。	学校教育課
23	幼保小連携推進事業	「幼保小の架け橋プログラム」に基づいた相互参観や交流活動を通じて、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が連携し、幼児児童の学びの連続性を図る。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課 こども未来課

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

具体的施策(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上

こどもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、教育環境の整備を図るとともに、データの利活用による教育DXを推進します。また、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
24	学校における相談体制の充実(八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業)	いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、その状況の改善を図ることを目的として、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や児童生徒への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談体制を整備する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課

25	教育相談・適応指導教室事業	教育相談や不登校状態のこどもを対象とした適応指導教室など総合的・継続的な支援体制をこども支援センターに確立することにより、こどもと保護者への適切な支援と教育環境の充実に努める。 (八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	こども支援センター
26	家庭の教育力充実事業	家庭教育に関する研修会や子育て・親育ち講座等を実施し、家庭における教育力の充実に努める。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	社会教育課
27	コミュニティ・スクール推進事業	学校・地域・家庭が連携・協働して未来を担うこどもたちの成長を支える仕組みを構築することで、「地域とともにある学校づくり」を目指す。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課
28	小・中学校における食育の推進	児童生徒が生涯にわたり、健全な食生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、栄養教諭や学校栄養職員を活用し、「食」や肥満防止に関する指導の推進を図る。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	学校教育課
29	いのちを育む教育アドバイザー事業	医師が中学校を訪問して講演や指導を行い、生徒の性に関わる諸問題に対して適切に判断し対処できる資質や能力の育成を支援する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	総合教育センター
30	こどもの国大型複合遊具設置事業	こどもの国において、こどもの多様なニーズに対応するため、年齢や障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが楽しく遊ぶことができるインクルーシブの考えを取り入れた大型複合遊具のある遊び場を整備する。	公園緑地課
31	市民で賑わう公園魅力向上事業	公園の魅力向上を図るため、樹木管理計画を策定するほか、日常管理や公園施設の充実に努める。	公園緑地課
32	小・中学校整備事業	児童・生徒等が安全・安心に過ごせる教育環境を整備するため、学校施設の経年劣化箇所の修繕及び利便性向上のための営繕を行う。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育総務課
33	小・中学校スポーツ・文化的活動支援事業	市立小・中学校におけるスポーツ・文化的活動の指導体制の充実及び質的向上を図るほか、中学校部活動の円滑な地域移行に向けた調査及び検討を行うため、地域スポーツ・文化活動検討協議会を運営する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	学校教育課 文化創造推進課 スポーツ振興課
34	八戸市奨学金制度	人材の育成を図ることを目的とし、市出身の優秀な学生・生徒で経済的理由により就学困難な者に対して修学に必要な資金を貸与又は給付する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	学校教育課
35	学校図書館支援事業	市立全小・中学校に学校司書を派遣し、学校図書館の活用と環境整備を促進する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課
36	国際理解教育・英語教育推進事業	グローバル社会で活躍する人材育成をねらい、研修体制を整備しながら ALT の活用について推進する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	総合教育センター

37	GIGA スクール構想推進事業	児童生徒の情報活用能力（情報モラル、プログラミングを含む）の育成を目指し、教職員のＩＣＴ活用指導力向上に向けた授業改善や校内研修における実践的研究を支援する。（八戸市教育振興基本計画に基づく事業）	総合教育センター
38	児童科学館改修事業	こどもたちの「科学する心」を育む施設とするため、リニューアル基本計画に基づき施設や展示物、プラネタリウム設備を計画的に改修する。	総合教育センター
39	教職員研修事業	「学び続ける教師 学びを生かす教師集団」を目指し、八戸市教育委員会「学校教育指導の方針と重点」を踏まえ、学校教育課題解決に資する研修内容を取り入れるなど、研修講座実施のねらいに迫る研修を実施する。（八戸市教育振興基本計画に基づく事業）	総合教育センター
40	学校給食費無償化事業	児童生徒に係る学校給食費の保護者負担分を負担し無償化を行う。	学校教育課
41	博物館クラブ	博物館や八戸の歴史や文化に親しむことを目的として、小中学生とその保護者を対象とした体験学習会を実施（八戸市教育振興基本計画に基づく事業）	博物館
42	なんごうあそびのひろば	あそびを通して親子で文化を学べる親子体験型講座を実施（八戸市教育振興基本計画に基づく事業）	南郷歴史民俗資料館

具体的施策(2) 放課後児童の居場所づくり

こどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等のこどもの居場所づくりを推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
43	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、安全な生活の場を提供する。	子育て支援課
44	放課後子供教室推進事業	地域の全ての児童に対し、地域住民の参画を得て、学校等を活用し、放課後や週末等における体験活動や地域住民との交流活動を行う。	子育て支援課
45	放課後児童対策の推進	連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を推進する。 (※)下記参照	子育て支援課

(※) 放課後児童対策の推進

放課後児童の多様なニーズに対応するため、国の方針に基づき、上表に加え下表に掲げる事業を推進していきます。

	項目	推進方策等
①	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	※●40 ページ「(5)放課後児童健全育成事業」参照
②	放課後子供教室の年度ごとの実施計画	教育委員会との連携等により、毎年度1箇所以上の放課後子供教室の新規開設を図る。

③	連携型又は校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量	2029(令和11)年度までに5箇所増設
④	連携型又は校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の推進に関する具体的な方策	教育委員会と連携し、各小学校や地域密着型教育コーディネーターに連携型、校内交流型の実施例について周知し理解を得ながら、放課後子供教室の新規開設を進める。
⑤	放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策	放課後児童クラブの開設や移設等をする場合、学校施設の増改築や大規模改修工事等が実施される場合には、余裕教室の活用や特別教室等の一時的な利用などについて検討し、放課後児童クラブの学校施設内への設置を進める。また、新たに学校施設内に放課後児童クラブが設置される場合には、校内交流型の放課後子供教室の実施を検討する。
⑥	放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	放課後児童対策の充実と推進を図るため、放課後児童クラブや放課後子供教室関係者、市教育委員会などで構成する連絡調整会議を設置するとともに、教育委員会と連携しながら、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した関係者間の連携・協力を図る。
⑦	特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応	専門的知識や技術を習得する研修会への放課後児童クラブ支援員等の参加を支援し、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応についての能力向上を図るほか、関係機関と連携して個々の実情に合った適切な支援を行う。
⑧	事業の質の向上に関する具体的な方策	国が改正する「放課後児童クラブ運営指針」の内容を踏まえ、「八戸市放課後児童健全育成事業ガイドライン」を改定し、ガイドラインに沿ったクラブ運営を支援しながら、放課後児童クラブの質の向上を図る。

○連携型、校内交流型の定義

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。

また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」と呼ぶこととする。

具体的施策(3) 生きる力を育てる機会の充実

こどもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、多様な学びや体験、活躍できる機会の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
46	読書に親しむ機会の充実	小学生を対象としたマイブック推進事業により、こどもが本に親しむ機会をつくり、こどもの読書活動の推進を図る。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課
47	青少年の地域活動	中・高生がボランティア活動を通して地域社会の一員としての自覚を深め、健全な仲間づくりや障がいのある生徒との相互理解と仲間意識の形成を図る。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課

48	マチナカまるっと一日体験事業	①中高生が市中心街の公共施設において、職員として普段の業務や、自ら企画や実施に携わる体験をする。(八戸ポータルミュージアム、八戸ブックセンター、美術館、長根屋内スケート場) ②高校生が1日館長に就任し、日常の業務や会議等に参加し、館長としての業務を体験する。(八戸ポータルミュージアム、美術館)	政策推進課 八戸ポータルミュージアム 文化創造推進課 美術館 長根屋内スケート場
49	文化芸術推進事業	①小・中学生を対象に、芸術文化に関連したワークショップ等を開催し、最後に発表会や展示等を行う。(文化創造推進課) ②市公会堂において、小・中学生を対象としたバックヤード見学ツアーや、照明、音響を使用した体験プログラムを開催する。(文化創造推進課) ③「本を読む、書く」ことに関するこども向けの新規企画事業を開催する。(文化創造推進課) ④小中高の教員と美術館学芸員、専門家でプロジェクトチームを構成し、学校現場で活用しやすいプログラムや教材の開発・実践・発表を行うなどの教育普及活動の実施。(美術館)	文化創造推進課 美術館
50	アートファーマープロジェクト(建築ツアーガイド、美術館広報部、(仮称)ものづくり部)	美術館の活動に主体的に関わる市民の方を「アートファーマー」と呼び、アーティストと共に行うプロジェクトの他、以下のプロジェクトを中学生以上対象に行う。 ①建築ツアーガイド 美術館のコンセプトや建物の特徴を学び、実際に体験を通してオリジナルガイドを行う。 ②美術館広報部 美術館のコンセプトや建物の特徴を学び、実際に体験を通して展覧会や美術館等を SNS 等で発信する。 ③(仮称)ものづくり部 美術館の中に、ものづくりができる場所をつくとともに、中心街での中高生の活動場所としての活用を推進する。	美術館
51	グリーン・ツーリズム事業	下記事業を実施し、農業観光振興を図る。 ①市内中学生が夏休みまたは冬休み期間に実施する八戸圏域内での農業体験ホームステイに要する経費に対する補助 ②観光農園における広告媒体制作等経費、衛生設備整備経費に対する補助 ③三八地方農業観光振興協議会参画による農家民泊の受入促進	農業経営振興センター
52	青少年海外派遣交流事業	中学校2年生を対象として、海外の各都市へ派遣し、異国の文化を学び、相互理解を深める。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課
53	広域的体験学習支援事業	小・中学生が圏域内にある公共施設等を活用した体験学習や職業体験等を行う際のバス代を負担する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課

54	氷都八戸パワーアッププロジェクト	小学校スケート教室等への指導者派遣、スケート教室の開催及び中学競技者のスケート用具の購入に要する経費の一部を補助	スポーツ振興課
55	ジュニアアイスホッケー交流事業	苫小牧市のアイスホッケージュニア選抜チームとの交流試合等を通じて、両市の連携・交流を推進	スポーツ振興課
56	レスリングのまち推進事業	かおりカップスーパーキッズレスリング選手権大会を青森県レスリング協会と共同で開催	スポーツ振興課

基本目標４ 支援が必要なこども・家庭等へのきめ細かな取組の推進

具体的施策(1) 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援の充実

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携を図り体制を整備し、こどもの保護・支援・虐待再発防止策等の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
57	こども家庭センター事業【再掲】	○児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)として、こどもとその家族及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行い、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図る。 ○母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行う。	こども家庭相談室 すくすく親子健康課
58	「八戸版ネウボラ」の推進	保健所のすくすく親子健康課、福祉事務所のこども家庭相談室、教育委員会のこども支援センターとの連携を強化し、妊娠期から子育て期及び社会的自立まで、切れ目のない一体的な支援を行う。	すくすく親子健康課 こども家庭相談室 こども支援センター
59	虐待等に対する関係機関の連携	児童虐待や家庭問題等に対し、要保護児童対策地域協議会実務者会議等の実施により関係機関で情報交換を行うとともに、横断的な連携を図り早期発見・早期対応を行う。	こども家庭相談室
60	児童虐待防止及びヤングケアラー並びにDV防止の啓発活動	児童虐待防止及びヤングケアラー並びにDV防止啓発活動を行う。特に11月は、「児童虐待防止推進月間」であり、「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発期間が含まれることから、重点的に実施する。	こども家庭相談室

※ネウボラ（フィンランド語）：ネウボ（neuvo）は助言・アドバイス、ラ（la）は場、場所の意。
フィンランドにおいては、妊娠期から出産、こどもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置・運営する拠点のことをいう。日本では、平成26年12月閣議決定のまち・ひと・しごと創生総合戦略において「フィンランドにおいて実施されている包括的な相談支援機関（ネウボラ）による支援を参考に」とうたわれている。

具体的施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等のそれぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
61	女性相談員及び母子・父子自立支援員による相談体制の充実	配偶者からの暴力やひとり親家庭の社会生活の問題等について相談に応じ、自立・就労に必要な支援や情報提供を行う。	こども家庭相談室
62	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、自立就労に効果的と認められる講座等を受講した場合、受講料の一部を助成する。	こども家庭相談室
63	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の福祉増進、こどもの健やかな成長を図るため、手当支給や医療費助成等を行う。	子育て支援課
64	遺児等援護対策事業	遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため、入学・卒業祝金や弔慰金の給付を行う。	子育て支援課
65	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びこどもの学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に繋げていくため、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため受講費用の一部を助成する。	こども家庭相談室
66	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦の自立のため、就業相談の実施、就業支援講習、公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを提供し、ひとり親家庭等への就業の支援を行うとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図る。 ①就業相談受付 ②就業に結びつきやすい資格取得のための就業支援講習会の実施 ③公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供 ④企業と連携した内職の斡旋 ⑤弁護士による法律相談	こども家庭相談室
67	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭または父子家庭及び寡夫が、自立のための修学・疾病等の事由により生活援助及び保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、無料で家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	こども家庭相談室
68	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業の際に有利かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について給付金を支給する。	こども家庭相談室
69	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子家庭、並びに、寡婦の方々を対象に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、12種類の資金により貸付を行う。	こども家庭相談室

70	親子交流支援事業	適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親が別居や離婚した後も引き続きこどもが両親のどちらとも関わることができるよう、継続的な親子交流の支援を行う。	こども家庭相談室
----	----------	--	----------

具体的施策(3) 障がい児及び医療的ケア児への支援の充実

障がい児や医療的ケア児、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、事業所や関係機関、行政が連携を図りながら、こどもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
71	障がい児及びその家庭への適切な支援	関係機関との連携を図り、個々の障がい特性に応じた支援サービスの提供や手当等の支給を行う。 ①障害児通所支援 ②障害児相談支援 ③障害児福祉手当 ④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金 ⑤重度障害児日常生活用具給付費 ⑥小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費 ⑦身体障害児補装具費	障がい福祉課 すくすく親子健康課
72	軽・中程度障がい児保育事業	軽・中程度の障がい児を対象に、保育施設で集団保育を行い、こどもの成長発達が図られるよう支援する。	こども未来課
73	特別支援教育アシスト事業	特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に特別支援アシスタントを配置し、個々の教育的ニーズに応じた支援を行う。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	こども支援センター
74	特別支援教育推進事業	学齢期を通した子育て支援及び特別な支援を要する幼児児童生徒の教育環境の充実を図り、就学前から特別な支援を要する幼児児童生徒の早期発見・早期支援を含めた総合的かつ継続的な支援体制を確立するため、巡回相談、教育相談などを実施する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	こども支援センター
75	医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児とその家族を支援するため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	障がい福祉課
76	医療的ケア児保育支援事業	ガイドラインを基に、保育所等で医療的ケア児を円滑に受け入れ、安全・安心に保育所等の利用ができるように支援する。また、医療的ケア児を受け入れる保育所等が、支援のための看護師を配置する費用等に対して、補助金を交付する。	こども未来課
77	特別支援教育看護支援員配置事業	医療的ケア児の在籍する小・中学校に対し、看護師又は准看護師資格のある特別支援教育看護支援員を配置する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	こども支援センター

具体的施策(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもが適切な養育・教育・医療を受けられるとともに、多様な体験の機会を得られること、また、こどもの権利利益の侵害及び社会から孤立することがないようにするため、関係部署・機関等が連携して、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

①教育の支援

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
78	八戸市生活困窮者等学習支援事業「レディスタ」	経済的な理由等から学習環境が整わない中学生・高校生(概ね18歳迄で学習意欲のある者)を対象に、拠点型(常設)の学習支援を中心とし、アウトリーチ・通信添削を含めた幅広い支援を行う。さらに、学習会への参加を促進するため、夏休み等の長期休みを利用した体験教室を開催する。また、社会性の育成、日常生活習慣の形成といった居場所作りも提供する。	生活福祉課
79	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助費を支給する。	学校教育課
80	学校における相談体制の充実(八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業)【再掲】	いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、その状況の改善を図ることを目的として、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や児童生徒への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談体制を整備する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課

②生活の支援

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
81	こども家庭センター事業【再掲】	○児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)として、こどもとその家族及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行い、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図る。 ○母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行う。	こども家庭相談室 すくすく親子健康課
82	子育て短期支援事業(ショートステイ)【再掲】	保護者の疾病その他の理由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合、短期間こどもを保護する。	子育て支援課
83	子ども食堂支援事業	子ども食堂等運営団体に対し、持続可能な活動ができるよう支援を行う。	子育て支援課
84	市営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し、多子世帯、母子・父子世帯、DV被害者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。	建築住宅課

③保護者に対する就労の支援

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
85	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業【再掲】	母子家庭の母及び父子家庭の父が、自立就労に効果的と認められる講座等を受講した場合、受講料の一部を助成する。	こども家庭相談室
86	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	ひとり親家庭の親及びこどもの学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に繋げていくため、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため受講費用の一部を助成する。	こども家庭相談室
87	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業【再掲】	ひとり親家庭及び寡婦の自立のため、就業相談の実施、就業支援講習、公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを提供し、ひとり親家庭等への就業の支援を行うとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図る。 ①就業相談受付 ②就業に結びつきやすい資格取得のための就業支援講習会の実施 ③公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供 ④企業と連携した内職の斡旋 ⑤弁護士による法律相談	こども家庭相談室
88	ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】	母子家庭または父子家庭及び寡夫が、自立のための修学・疾病等の事由により生活援助及び保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、無料で家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	こども家庭相談室
89	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業【再掲】	母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業の際に有利かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について給付金を支給する。	こども家庭相談室

④経済的支援

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
90	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【再掲】	母子及び父子家庭、並びに、寡婦の方々を対象に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、12種類の資金により貸付を行う。	こども家庭相談室
91	子ども医療費の助成	こどもの健康の保持及び増進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生に相当する年齢までのこどもを対象とし、保険診療の一部負担金を助成する。	子育て支援課
92	ひとり親家庭への経済的支援【再掲】	ひとり親家庭の福祉増進、こどもの健やかな成長を図るため、手当支給や医療費助成等を行う。	子育て支援課

具体的施策(5) こどもの自殺対策及びいじめ防止対策の推進

こどもの自殺対策やいじめ防止対策は、社会全体で取り組むべき問題であり、関係機関や行政が連携・協働を図りながら、包括的な支援体制の構築を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
93	こども家庭センター事業【再掲】	○児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)として、こどもとその家族及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行い、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図る。 ○母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行う。	こども家庭相談室 すくすく親子健康課
94	いじめの問題に対する取組	○各学校における、いじめの未然防止と早期発見、早期対応及び継続的指導等に関する取組を支援する。 ○いじめ問題に児童が主体的に取り組めるよう、小学生対象の「いじめの問題等に関する対話集会」を開催する。 (八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課
95	学校における相談体制の充実(八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業)【再掲】	いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、その状況の改善を図ることを目的として、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や児童生徒への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談体制を整備する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	教育指導課
96	自殺予防に向けた心の教育等の推進	道徳や保健体育等の授業を通して、児童生徒が困難な事態や強い心理的負担を受けた時などの対処の仕方を身に付けるための教育について内容の充実を図る。	総合教育センター
97	心のケア研修講座	市内小中学校の教員を対象に、こどもたちの自傷行為や自殺等の予防につながる指導や支援等についての研修を実施する。(八戸市教育振興基本計画に基づく事業)	総合教育センター

基本目標5 地域全体で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり

具体的施策(1) 安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故や犯罪、性暴力等の被害に遭わないよう、また、子ども自身が自分の身を守ることができるよう、関係団体等との連携の下、広報活動や情報発信の強化、日本版DBSの導入等に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守る環境や体制づくりを推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
98	交通安全・地域安全・防災教育の推進	子ども自身が交通事故や犯罪に遭わないよう、また、災害時に自らの命を守ることができるように、そして保護者や地域住民が子どもを守ることができるよう、教室の実施や広報活動を行う。	くらし交通安全課 教育指導課
99	こどもの通学時の安全確保	新入学児童への安全帽配付及び交通災害共済掛金負担、小学校への通学路用ストップマーク配付等を行い、こどもの交通安全対策を図る。	くらし交通安全課
100	防犯に係る関係機関との連携	警察や地域組織との連携を図り、情報収集や防犯活動の支援を行う。	くらし交通安全課
101	少年相談センター活動	子どもを非行から守るため、街頭指導、少年指導員研修会、少年相談、社会環境調査、広報誌の発行を行う。	教育指導課
102	安全・安心情報システム（ほっとスルメール）	災害や犯罪に強い安全な地域づくりを目的として、緊急情報をはじめ、気象、火災、防犯、交通安全、消費生活などに関する情報を、登録された市民の携帯電話等へ電子メールで配信するほか、スマートフォン向けアプリ、市LINE公式アカウントでも配信する。	危機管理課
103	市営住宅における優先入居【再掲】	市営住宅への入居に際し、多子世帯、母子・父子世帯、DV被害者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。	建築住宅課
104	八戸市地域の安心・安全見守り事業	子ども等を含む配慮が必要な方々の地域での安心・安全な生活を確保するため、市と事業者間で協定を締結し、通報体制の構築及び対応・情報交換等を行う。	福祉政策課
105	通学路等区画線設置事業	市内の小中学校周辺の通学路における白線等の路面標示を引き直し、登下校時の児童や生徒の安全を確保する。	道路維持課

具体的施策(2) 地域における子育て支援の充実

子どもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長できるよう、また、子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て支援及び経済的支援の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
106	地域子育て支援拠点事業	保育施設等において、地域の子育て家庭の交流促進や育児相談等を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る。	こども未来課

107	子育てつどいの広場	親子が集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行う	こども未来課
108	子育てサロン事業	孤立した子育てとならないよう、地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場として、子育てサロンの運営を支援する。	こども未来課
109	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、支援したい人（提供会員）の相互間で育児援助を行う。	子育て支援課
110	児童館運営事業	全てのこどもを対象とし、遊びや活動の場となるほか、子育て家庭への支援等、地域の活動拠点となる施設を運営する。	子育て支援課
111	児童館母親クラブ活動	児童館を拠点とし、親子及び世代間の交流、文化活動・児童養育に関する研修会活動、こどもの事故防止のための活動等を行い、こどもの健全育成を図る。	子育て支援課
112	仕事と家庭の両立に関する啓発事業	仕事と家庭の両立について啓発を図るため、広報やラジオ等での情報発信を行う。	市民連携推進課
113	子ども医療費の助成【再掲】	こどもの健康の保持及び増進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生に相当する年齢までのこどもを対象とし、保険診療の一部負担金を助成する。	子育て支援課
114	児童手当	次代の社会を担うこどもの健やかな成長を支援するため、高校生に相当する年齢までのこどもを養育している者に対し、手当支給を行う。	子育て支援課
115	八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業【再掲】	ハイリスク妊産婦が周産期母子医療センター等（青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、岩手医科大学附属病院ほか県外の医療機関）へ通院・分娩、NICU等入院児の面会等をするために要する交通費及び宿泊費の助成を行い、妊産婦の経済的負担軽減を図る。	すくすく親子健康課
116	小児慢性特定疾病に関する支援事業	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費の一部や県内外の専門的で高度な治療や検査を受けるための通院費に係る交通費を助成する。また、小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を行う。 ①小児慢性特定疾病医療費支給事業及び自立支援事業 ②小児慢性特定疾病通院費助成事業	すくすく親子健康課
117	未熟児養育医療給付事業	養育のため入院することを必要とする未熟児に対し、退院まで（最長1歳の誕生日の前々日まで）の医療を給付する。	すくすく親子健康課

118	コミュニティ・スクール推進事業【再掲】	学校・地域・家庭が連携・協働して未来を担うこどもたちの成長を支える仕組みを構築することで、「地域とともにある学校づくり」を目指す。（八戸市教育振興基本計画に基づく事業）	教育指導課
-----	---------------------	--	-------

基本目標6 こども施策の共通の基盤となる取組の推進

具体的施策 こども施策の情報発信とこども・子育て当事者の意見反映

こども・子育て当事者に必要な情報を分かりやすく届けられるよう、情報発信の強化を図るとともに、こども・子育て当事者が不便を感じることなく気兼ねなく行動できる社会づくりのため、社会全体がこども・子育てを応援するといった意識改革・気運醸成を促進します。また、こどもは社会を共に創るパートナーという認識の下、こどもが自分の意見を表明することができ、その意見を市のこども・子育て支援施策に反映するための仕組みづくりを推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
119	市政情報発信力の強化事業	①広報紙をいつでもどこでもスマートフォン等で閲覧でき、多言語や読み上げ機能等により誰一人取り残さず、情報を届ける仕組みとする。 ②インターネット環境がない人へ配慮し、インターネット環境が不要なdボタンを活用した広報を展開する。 ③複数の媒体で情報発信する「メディアミックス」と、情報を補完しながら別のメディアへ誘導する「クロクメディア」を促進する。	広報統計課
120	子育て情報整備事業	子育て情報の周知及び充実を図るため、LINEでの配信及び子育てアプリの運用を行う。	子育て支援課
121	赤ちゃんお出かけ応援事業	①市公共施設において、授乳・おむつ交換スペースやおむつ用ごみ箱、こども用補助便座の設置などの環境改善に取り組む。 ②市内で開催されるイベント等において、授乳・おむつ替え用赤ちゃんテントの貸出を行う。	こども未来課
122	こどもの声を聴く機会創出事業	①市政へのこどもの意見反映を目的に、「こどもモニター制度」を創設し、市こども施策に関するアンケート調査を年数回実施する。 ②Web制作や情報発信が好きなこどもを集め、「こどもまちなかIT部」を創設し、こどもたちが様々な活動を行いながら、こども版の市ホームページを作成・運用する。	こども未来課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

◆教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法において、教育・保育提供区域とは「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し推進していくこととなります。

◆就学前児童の人口推計

年齢	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	1,101	1,070	1,043	1,014	988
1歳	1,141	1,112	1,082	1,053	1,024
2歳	1,169	1,135	1,106	1,075	1,047
3歳	1,259	1,168	1,133	1,104	1,074
4歳	1,343	1,263	1,171	1,138	1,108
5歳	1,386	1,345	1,265	1,173	1,139
計	7,399	7,093	6,800	6,557	6,380

◆教育・保育施設数及び定員数（令和6年4月1日現在）

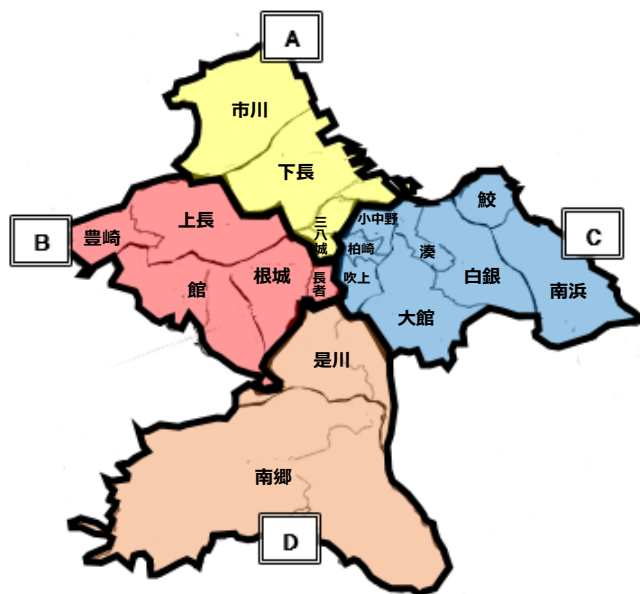
区分	施設数 (箇所)	定員数（人） ※認可又は認定された定員数	
		教育部分	保育部分
私立幼稚園	13	680	—
私立保育所	16	—	790
保育所型認定こども園	13	124	870
幼保連携型認定こども園	53	874	4,070
幼稚園型認定こども園	2	101	79
小規模保育事業	2	—	31
計	99	1,779	5,840

◆教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域

支給認定区分	年齢	保育の必要性	施設・事業	提供区域
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（教育部分）	市全域
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育部分）	4地区
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業	

(※) 4地区の提供区域

- A 北部地区(市川・下長・三八城地区)
- B 西部地区(豊崎・上長・館・根城・長者地区)
- C 東部地区(吹上・小中野・柏崎・湊・大館・白銀・鮫・南浜地区)
- D 南部地区(是川・南郷地区)



◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	提供区域
利用者支援事業	市全域
時間外（延長）保育事業	4地区
実費徴収に伴う補足給付事業	市全域
多様な主体の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）	
放課後児童健全育成事業	小学校 29 校区
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
地域子育て支援拠点事業	
一時預かり事業	
病児・病後児保育事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
妊婦健診事業	

子育て世帯訪問支援事業	市全域
児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
産後ケア事業	

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

◆1号認定（教育二一ス）の量の見込み及び確保方策

市全体	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	1,439	1,398	1,358	1,320	1,282
②確保方策 （特定教育・保育施設）	1,758	1,753	1,753	1,753	1,753
②－①	319	355	395	433	471

【確保方策の内容】

○市全域で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により提供していく。

◆2号認定・3号認定の量の見込み及び確保方策

【市全体】

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	2,799	2,650	2,505	2,397	2,331
②確保方策 （特定教育・保育施設）	3,080	3,068	3,068	3,068	3,068
②－①	281	418	563	671	737

3号認定		7年度				8年度				9年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		2,344	542	828	974	2,281	527	808	946	2,224	515	787	922
確保 方策	特定教育・保育施設	2,519	640	904	975	2,511	638	901	972	2,511	638	901	972
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15	31	7	9	15
	企業主導型地域枠	27	8	8	11	27	8	8	11	27	8	8	11
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3
②確保方策 計		2,580	655	921	1,004	2,572	653	918	1,001	2,572	653	918	1,001
②-①		236	113	93	30	291	126	110	55	348	138	131	79

3号認定		10年度				11年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		2,163	500	767	896	2,108	488	747	873
確保 方策	特定教育・保育施設	2,511	638	901	972	2,511	638	901	972
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15
	企業主導型地域枠	27	8	8	11	27	8	8	11
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3
②確保方策 計		2,572	653	918	1,001	2,572	653	918	1,001
②-①		409	153	151	105	464	165	171	128

※満3歳未満児の保育利用率（利用定員数／満3歳未満児の推計児童数）

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保育利用率	78.5%	80.8%	82.9%	85.3%	87.6%
満3歳未満児の利用定員数(人)	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679
満3歳未満児の推計児童数(人)	3,411	3,317	3,231	3,142	3,059

【確保方策の内容】

○市全域で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により提供していくこととするが、区域により不足が生じる場合は、他区域において確保を図るほか、定員の弾力化による受入れ等により確保する。

◆認定こども園への移行に係る需給調整について

国の基本指針において、認定こども園への移行を促進する観点から、既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の特例措置を設けていることから、本市では、既存の幼稚園や保育所が移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り原則として、認可・認定を行うこととします。なお、認可・認定に当たっては、移行を希望する施設の現在の利用状況を踏まえ、必要な利用定員数を設定します。

【A 北部地区（市川・下長・三八城地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	617	584	552	528	513
②確保方策（特定教育・保育施設）	685	673	673	673	673
②－①	68	89	121	145	160

3号認定		7年度				8年度				9年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		528	134	200	194	513	130	195	188	500	127	190	183
確保方策	特定教育・保育施設	585	152	230	203	577	150	227	200	577	150	227	200
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計		591	154	232	205	583	152	229	202	583	152	229	202
②－①		63	20	32	11	70	22	34	14	83	25	39	19

3号認定		10年度				11年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		486	123	185	178	473	120	180	173
確保方策	特定教育・保育施設	577	150	227	200	577	150	227	200
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	6	2	2	2	6	2	2	2
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計		583	152	229	202	583	152	229	202
②－①		97	29	44	24	110	32	49	29

【B 西部地区（豊崎・上長・館・根城・長者地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	780	739	698	668	650
②確保方策（特定教育・保育施設）	895	895	895	895	895
②－①	115	156	197	227	245

3号認定		7年度				8年度				9年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		648	141	208	299	631	137	203	291	616	134	198	284
確保方策	特定教育・保育施設	716	165	249	302	716	165	249	302	716	165	249	302
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	21	6	6	9	21	6	6	9	21	6	6	9
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計		737	171	255	311	737	171	255	311	737	171	255	311
②－①		89	30	47	12	106	34	52	20	121	37	57	27

3号認定		10年度				11年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		599	130	193	276	584	127	188	269
確保方策	特定教育・保育施設	716	165	249	302	716	165	249	302
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	21	6	6	9	21	6	6	9
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計		737	171	255	311	737	171	255	311
②－①		138	41	62	35	153	44	67	42

【C 東部地区（吹上・小中野・柏崎・湊・大館・白銀・鮫・南浜地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	1,336	1,265	1,196	1,145	1,114
②確保方策（特定教育・保育施設）	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
②－①	51	122	191	242	273

3号認定		7年度				8年度				9年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		1,122	258	402	462	1,092	251	392	449	1,063	245	381	437
確保 方策	特定教育・保育施設	1,141	304	398	439	1,141	304	398	439	1,141	304	398	439
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15	31	7	9	15
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3
②確保方策 計		1,175	311	407	457	1,175	311	407	457	1,175	311	407	457
②－①		53	53	5	▲ 5	83	60	15	8	112	66	26	20

3号認定		10年度				11年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		1,034	238	371	425	1,007	232	361	414
確保 方策	特定教育・保育施設	1,141	304	398	439	1,141	304	398	439
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3
②確保方策 計		1,175	311	407	457	1,175	311	407	457
②－①		141	73	36	32	168	79	46	43

【D 南部地区（是川・南郷地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	66	62	59	56	54
②確保方策（特定教育・保育施設）	113	113	113	113	113
②－①	47	51	54	57	59

3号認定		7年度				8年度				9年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		46	9	18	19	45	9	18	18	45	9	18	18
確保 方策	特定教育・保育施設	77	19	27	31	77	19	27	31	77	19	27	31
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計		77	19	27	31	77	19	27	31	77	19	27	31
②－①		31	10	9	12	32	10	9	13	32	10	9	13

3号認定		10年度				11年度			
		計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み		44	9	18	17	44	9	18	17
確保 方策	特定教育・保育施設	77	19	27	31	77	19	27	31
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計		77	19	27	31	77	19	27	31
②－①		33	10	9	14	33	10	9	14

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

(1) - 1 こども家庭センター

【事業内容】 保健師やこども家庭支援員等の専門職が、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う。

【確保方策】 こども家庭センターにより提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

(1) - 2 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】 妊婦・その配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【確保方策】 市内での妊娠届出時や乳児全戸訪問時の妊産婦等を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	妊娠届出数	1,101	1,070	1,043	1,014	988
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	3,303	3,210	3,129	3,042	2,964
確保方策	実施	事業実施				

(1) - 3 地域子育て相談機関

【事業内容】 妊産婦、子育て世帯、こどもの身近な相談機関として相談に応じ、こども家庭センターと連携して、必要な助言や支援につなぐ。

【確保方策】 実施可能な保育施設等による提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	箇所	4	9	14	19	24
確保方策	箇所	—	—	—	—	24

(2) 時間外（延長）保育事業

【事業内容】 保育施設等で通常利用時間を延長して保育を行う。

【確保方策】 既存施設により提供体制を確保する。

量の見込み	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A 北部地区	人	642	616	590	569	554
B 西部地区	人	696	667	639	616	600
C 東部地区	人	755	724	694	669	651
D 南部地区	人	85	81	78	75	73
量の見込み	人	2,178	2,088	2,001	1,929	1,878
確保方策	実人数(人)	2,178	2,088	2,001	1,929	1,878
	施設数(箇所)	81	81	81	81	81

(3) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業内容】 生活保護受給世帯等に対して、教育・保育に必要な日用品等の購入に関する費用、又は行事への参加に関する費用等を一部補助する。

【確保方策】 要件に該当する世帯等を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	実施	事業実施				

(4) 多様な主体の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

【事業内容】 認定こども園で特別な支援が必要なこども（幼保連携型、保育所型は1号認定のこどものみ）の受入れを行う施設に対して、職員の加配に必要な費用を一部補助する。

【確保方策】 受入体制を構築している施設を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
確保方策	実施	事業実施				

(5) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、安全な生活の場を提供する。

【確保方策】 各学区の状況に応じ、クラブの開設等に係る支援を行う。

(人)						(人)						(人)					
量の 見込み	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	量の 見込み	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	量の 見込み	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
城下	120	118	110	111	109	白山台	35	37	39	43	44	西園	103	102	102	102	104
長者	72	74	74	78	77	西白山台	137	123	112	99	88	明治	43	40	36	30	31
図南	38	38	38	39	39	江南	75	76	75	65	63	桔梗野	81	72	73	79	74
中居林	77	68	72	78	74	田面木	89	87	81	78	72	多賀	33	31	35	32	40
柏崎	96	96	97	91	92	下長	103	101	97	96	93	多賀台	63	56	48	47	41
青潮	128	123	130	125	122	城北	174	170	161	159	154	新井田	87	90	91	89	89
白鷗	25	26	28	29	29	高館	54	54	59	60	64	旭ヶ丘	113	105	101	96	89
白銀南	34	36	38	37	37	根岸	118	122	120	125	129	南郷	30	29	25	22	18
町畑	51	55	56	64	53	是川	64	57	53	49	46	島守	16	19	18	14	16
根城	76	78	78	78	84	三条	45	44	46	43	43						

7年度								8年度							
	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
量の見込み	2,180	616	559	474	255	174	102	量の見込み	2,127	581	550	442	268	178	108
確保方策 (登録児童数)	2,193							確保方策 (登録児童数)	2,193						

9年度								10年度							
	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
量の見込み	2,093	574	520	442	253	192	112	量の見込み	2,058	547	519	421	267	181	123
確保方策 (登録児童数)	2,193							確保方策 (登録児童数)	2,193						

11年度							
	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
量の見込み	2,014	527	494	420	248	199	126
確保方策 (登録児童数)	2,193						

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】 保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間児童を養育・保護する。

【確保方策】 児童養護施設及び里親により提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	58	58	58	58	58
確保方策	延べ人数（人日）	58	58	58	58	58
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】 保健師等が乳児家庭を訪問し、発育状況の確認、保護者の育児相談、子育て支援の情報提供等を行う。

【確保方策】 市内全ての出生児の家庭を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	1,101	1,070	1,043	1,014	988
確保方策	実施	事業実施				

(8) 養育支援訪問事業

【事業内容】 保健師等が養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問による指導助言等を行う。

【確保方策】 養育支援が必要な家庭を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	450	450	450	450	450
確保方策	実施	事業実施				

(9) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】 地域の子育て家庭の交流促進や育児相談等を実施する。

【確保方策】 既存の保育施設及び「こどもはっち」等により提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人回）	15,302	14,880	14,494	14,095	13,722
確保方策	施設数（箇所）	13	13	13	13	13

(10) 一時預かり事業

- 【事業内容】 幼稚園等で通常就園時間を超えて在園児を預かる（幼稚園型）のほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育施設等でこどもを預かる。
- 【確保方策】 既存の幼稚園・保育施設等により提供体制を確保する。

(10) - 1 一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	109,292	103,482	97,809	93,589	91,013
確保方策	延べ人数（人日）	109,292	103,482	97,809	93,589	91,013
	施設数（箇所）	66	66	66	66	66

(10) - 2 一時預かり事業（一般型）

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	4,669	4,476	4,291	4,137	4,026
確保方策	延べ人数（人日）	4,669	4,476	4,291	4,137	4,026
	施設数（箇所）	35	35	35	35	35

(11) 病児・病後児保育事業

- 【事業内容】 病気の回復期に至っていないが症状が安定しているこども（病児）、及び病気の回復期にあるが集団保育が困難なこども（病後児）を医療機関、保育施設等で預かる。
- 【確保方策】 既存の施設により提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	2,389	2,389	2,389	2,389	2,389
確保方策	延べ人数（人日）	2,389	2,389	2,389	2,389	2,389
	施設数（箇所）	7	7	7	7	7

(12) ファミリー・サポート・センター事業

- 【事業内容】 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援したい人（提供会員）の相互間で育児援助を行う。
- 【確保方策】 既存の提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	949	949	949	949	949
確保方策	延べ人数（人日）	949	949	949	949	949
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1

(13) 妊婦健診事業

【事業内容】 母子の健康を保ち、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診に対する補助を行う。

【確保方策】 妊娠の届出があった市民を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	1,101	1,070	1,043	1,014	988
確保方策	実施	事業実施				

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】 訪問支援員が、家事・子育て等に対し不安や負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、子育て等に関する相談・助言、家事・子育て等の支援を行う。

【確保方策】 支援が必要な家庭等を対象に事業を実施するための提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	396	385	374	363	352
確保方策	延べ人数（人日）	—	—	—	—	352

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】 養育環境等に課題を抱える児童等に、居場所等の提供、児童や保護者への相談等を行う。

【確保方策】 支援が必要な児童や保護者を対象に事業を実施するための提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	実人数（人）	5	5	5	5	5
確保方策	実人数（人）	—	—	—	—	5

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】 要支援・要保護児童及びその保護者等に、親子間の適切な関係性を構築するための支援を行う。

【確保方策】 支援が必要な児童や保護者を対象に事業を実施するための提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	実人数（人）	4	4	4	4	4
確保方策	実人数（人）	—	—	—	—	4

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】 親の就労の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を柔軟に利用できる。

【確保方策】 既存の幼稚園・保育施設等により提供体制を確保する。

	単位	7 年度			8 年度			9 年度		
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児
量の見込み	延べ人数（人日）	22	16	16	22	16	15	22	15	14
確保方策	延べ人数（人日）	8	6	6	12	9	9	17	12	11

	単位	10 年度			11 年度		
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児
量の見込み	延べ人数（人日）	21	15	14	21	15	14
確保方策	延べ人数（人日）	21	15	14	21	15	14

(18) 産後ケア事業

【事業内容】 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う。

【確保方策】 実施可能な医療機関等により提供体制を確保する。

	単位	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
量の見込み	延べ人数（人日）	99	96	94	91	89
確保方策	延べ人数（人日）	99	96	94	91	89
	施設数（箇所）	3	3	3	3	3

4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ、地域の子育て支援を行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供することが可能です。

当市においては、令和6年4月現在69施設が設置されており、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園の普及に当たり、引き続き幼稚園・保育所等の既存施設からの移行支援に努めます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の資質向上等

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要となります。

当市においては、幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修の実施や幼稚園教諭免許・保育士資格のいずれかを有する場合の免許・資格併有の促進を支援するほか、一体的な教育・保育を提供するため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士の合同研修の機会創出や情報提供などの支援に努め、関係団体等と連携を図ります。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、こどもの発達段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定して提供することは、こどもの健やかな発達を保障するうえで、重要な役割を担っていると考えられております。

当市においては、在宅の子育て家庭を含む全てのこどもに対し、健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた切れ目のない子育て支援の充実を図り、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、行政の各関係者が相互に連携及び協働した取組を推進します。

(4) 幼保小連携の推進方策

こどもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校がともにこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いに理解を深め共有することが大切です。

当市では全ての小学校において「幼保小連携推進事業」を実施しており、今後も就学前教育の一層の充実と、小学校生活への円滑な移行を図るための取組を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等を考慮した上で、公正かつ適正に施設等利用費を支給します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示等に当たっては、県と連携しながら、必要に応じて施設等の所在、運営状況等の共有を行い、適切な指導・監査を行うなど保育の質の確保に努めます。

第6章 計画の推進体制

◆計画の点検及び評価

- 計画の実現に向けては、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。
- 計画の実施状況や評価については、八戸市子ども・子育て会議条例による附属機関として設置した「八戸市子ども・子育て会議」で審議を行います。
- 会議の委員は、学識経験者、子育て支援に関する事業従事者、こどもの保護者等で構成されています。

◆実施状況の公表

- 実施状況の点検及び評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、市民及び関係機関等への周知を図ります。

◆関係機関等との連携

- 計画の基本理念の実現には、家庭、教育・保育施設、地域、事業者、行政など、それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組んでいきます。
- 八戸市健康福祉審議会と相互に情報提供等を行い、他の健康福祉施策との一体的な推進を図ります。

付属資料

◆八戸市子ども・子育て会議 委員一覧

任期：令和4年7月29日～令和7年7月28日

(令和7年3月現在)

区 分	氏 名
学識経験者	◎ 坂 本 美 洋
	○ 関 川 幸 子
	根 城 隆 幸
事業従事者	川 村 洋
	正部家 朱 美
	高 橋 隆 悦
	田 頭 初 美
	中 里 雅 恵
	小 川 和 子
	川 村 暁 子
	平 間 恵 美
こどもの保護者	久 保 隆 明
	風 穴 雄 亮
	高 橋 さつき
保健医療関係者	小 池 智 彦
公募に応じた者	山 本 恵鶴子
	加 藤 宏 明
関係行政機関の職員	細 越 亜起子

◎：会長 ○：副会長

◆第3期八戸市次世代育成支援行動計画前期計画 策定の経緯

年 月 日	内 容
令和5年11月14日	令和5年度 第3回八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について)
令和5年12月5日 ～12月20日	八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査実施 (対象者：3,800人)
令和6年2月14日	令和5年度 第4回八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について)
令和6年7月19日	令和6年度 第2回八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」について)
令和6年8月22日	第1回八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会
令和6年9月27日	令和6年度 第3回八戸市子ども・子育て会議 (第3期八戸市次世代育成支援行動計画(前期計画)素案について)
令和6年11月21日	令和6年度 第4回八戸市子ども・子育て会議 (第3期八戸市次世代育成支援行動計画(前期計画)修正案について)
令和6年11月28日	第2回八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会
令和6年12月10日 ～令和7年1月9日	パブリックコメント実施
令和7年2月14日	令和6年度 第5回八戸市子ども・子育て会議 (第3期八戸市次世代育成支援行動計画(前期計画)最終案について)

八戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 児童福祉法第8条第8項、第34条の15第4項、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定に関する事項
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に関する事項
 - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条の規定に関する事項
 - (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育てに係る施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項
- 2 子ども・子育て会議は、前項の事務及び事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき子ども・子育て会議の会長の職務は、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(配慮事項)

第9条 子ども・子育て会議は、その運営に当たっては、八戸市健康福祉審議会（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第1項に規定する八戸市健康福祉審議会をいう。）と相互に資料を提供する等、健康福祉施策（同条例第2条第5号に規定する健康福祉施策をいう。）との一体的な推進が図られるよう配慮しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「健康福祉審議会の委員」を「健康福祉審議会の委員子ども・子育て会議の委員」に改める。

(八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部改正)

4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「計画」の次に「（八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第2条に規定する八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の職務に係る計画を除く。）」を加える。

第32条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。

附 則（平成28年9月28日条例第59号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市子ども・子育て会議条例（以下「旧条例」という。）の規定による八戸市子ども・子育て会議（以下「旧会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の八戸市子ども・子育て会議条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により八戸市子ども・子育て会議（以下「新会議」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による専門委員である者は、新条例第5条第1項の専門委員とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧会議の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、新条例第6条第2項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

5 この条例の施行前に旧会議にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新会議に諮問されたものとみなし、当該諮問について旧会議がした調査審議の手続は新会議がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平成29年3月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。